2022年4月版

80型

特別勘定のしおり

ハイブリッド アセット ライフ

変額終身保険(災害加算・I型)



この商品は、T&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険です。 預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

特別勘定の運用実績等により、損失が生じることがあります。

「特別勘定のしおり」に関するご注意点

- T&Dフィナンシャル生命保険株式会社(以下「T&Dフィナンシャル生命」といいます)では、この保険の資産を他の保険種類の資産とは明確に区分するために専用の特別勘定を設け、特別勘定内の資産を他の資産とは独立した体制と方針に基づき管理・運用を行ないます。なお、ご契約者は、特別勘定資産の運用方法については一切の指図はできません。
- ●特別勘定の主な投資対象として投資信託を用いますが、この保険は生命保険であり、投資信託ではありません。
- ●「特別勘定のしおり(以下「当冊子」といいます)」に記載される投資信託の開示情報は参考情報であり、ご契約者が直接投資信託を保有するものではありません。記載される投資信託の開示内容は、特別勘定が主な投資対象として用いる投資信託に関するものです。
- ●特別勘定の資産運用には、株価や債券価格などの変動による投資リスク(価格変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、為替変動リスクなど)があります。この保険では、資産運用の実績が直接、積立金額・解約払戻金額などに反映されることから、資産運用の成果とリスクはともにご契約者に帰属することとなります。
- ●特別勘定の資産運用の結果によっては、お受取りになる保険金等が一時払保険料を下回ることもありますので、ご契約のお申込みにあたっては、十分ご検討いただきますようお願いします。
- ●特別勘定の収益性や安全性は、投資対象や運用方針などにより異なるため、特別勘定の選択については、特別勘定の特徴をご理解のうえ、ご自身の判断と責任においてお申込みください。
- ●特別勘定による資産運用の成果がご契約者の期待どおりではなかった場合でも、T&Dフィナンシャル生命または第三者(生命保険募集人など)がご契約者に何らかの補償・補填を行なうことはありません。
- ●特別勘定のユニットプライスの値動きは、特別勘定の主な投資対象となる投資信託の値動きとは異なります。これは、特別勘定が投資信託のほかに保険契約の異動などに備えて一定の現預金などを保有していること等によります。
- 当冊子の投資信託に関する記載事項は、運用会社により開示される情報をT&Dフィナンシャル生命が提供するものであり、開示内容に関してT&Dフィナンシャル生命が責任を負うものではありません。
- 当冊子に記載される投資信託の運用状況、財務諸表および現況に関するいかなる内容も過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

「特別勘定の運用状況」についての最新情報は下記にてお問合せいただけます。

- ◆T&D フィナンシャル生命 ホームページアドレス (URL) https://www.tdf-life.co.jp
- ◆T&D フィナンシャル生命 フリーダイヤル (お客様サービスセンター)

● 0120-302-572 受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日等を除く)

◆特別勘定の種類と運用方針

	特別勘定名	特別勘定の運用方針	運用に関する費用*1
11-4-	安定型 (871)	当特別勘定の資産の運用は、主として、追加型投信/国内/資産複合/「円資産インデックスバランス〈円奏会ベーシック〉(適格機関投資家専用)」に投資することにより行ないます。	年率 0.352% (税抜 0.320%)
特別勘定グ	やや安定型 (880)	当特別勘定の資産の運用は、主として、追加型投信/内外/資産複合/「スマート・ブレンダー(適格機関投資家専用)」に投資することにより行ないます。	年率 0.6985% (税抜 0.6350%)
クループ	中間型 (872)	当特別勘定の資産の運用は、主として、追加型投信/内外/資産複合/ 「財産3分法(適格機関投資家専用)」に投資することにより行ないます。	年率 0.517% (税抜 0.470%)
(SO型)	やや積極型 (882)	当特別勘定の資産の運用は、主として、追加型投信/内外/株式/「The GDP(適格機関投資家専用)」に投資することにより行ないます。	年率 0.5335% (税抜 0.4850%)
	積極型 (875)	当特別勘定の資産の運用は、主として、追加型投信/海外/株式/インデックス型/「インデックスファンド NASDAQ100 (適格機関投資家専用)」に投資することにより行ないます。	年率 0.418% (税抜 0.380%)

主な投資対象となる投資信託			
投資信託名 運用会社		運用方針	詳細内容 (ページ)
円資産インデックスバランス 〈円奏会ベーシック〉 (適格機関投資家専用)	東京海上アセット マネジメント株式会社	3つの円建て資産に分散投資をすることにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。各資産への配分比率は、日本債券70%、日本株式15%、日本REIT15%を基本とします。	6~29 および 104~109
スマート・ブレンダー (適格機関投資家専用)	スカイオーシャン・アセット マネジメント株式会社	「経済環境」および「金融環境」に関する経済指標等を用いて、市場の緊張度合いを測り、これに応じて「リターン獲得ポートフォリオ」*2および「リスク抑制ポートフォリオ」*3への投資割合を変更します。原則として対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を目指します。	30〜47 および 110〜116
財産3分法 (適格機関投資家専用)	日興アセット マネジメント株式会社	各資産への投資比率は不動産等25%±20%、債券50%±40%、株式25%±20%とし、高いインカム収益の確保を図るとともに、安定した信託財産の成長を目指します。一部の資産を除き、原則として為替ヘッジを行ないません。	48~66 および 117
The GDP (適格機関投資家専用)	スカイオーシャン・アセット マネジメント株式会社	株式の基本組入比率は、日本、先進国(日本を除く) および新興国のGDP(国内総生産)総額の比率にもと づき決定します。組入比率には一定の変動許容幅を設 け、年1回見直しを行ないます。	68~81 および 118
インデックスファンド NASDAQ100 (適格機関投資家専用)	日興アセット マネジメント株式会社	米国の株式市場を代表する指数「NASDAQ100指数 (円換算ベース)」に連動する投資成果を目指して運用 を行ないます。原則として、為替ヘッジを行ないません。	82~102 および 119

- *1 運用に関する費用は、主な投資対象となる投資信託の信託報酬を記載しています。運用に関する費用には信託報酬の他、信託事務の諸費用・ 有価証券の売買委託手数料等がかかる場合があります。これらの費用は取引量等によって変動しており、費用の発生前に具体的な金額や割合を 確定することが困難なため、表示しておりません。運用に関する費用は、本冊子作成時現在のものですが将来変更される可能性があります。
- *2「リターン獲得ポートフォリオ」…日本を含む世界の株式、債券、REITに投資するポートフォリオ。
- *3「リスク抑制ポートフォリオ」…為替ヘッジ付の先進国債券、金に投資するポートフォリオ。
- ※ 各特別勘定の投資対象となる投資信託については、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、投資信託の種類、運用方針、運用会社を今後変更することがあります。
- ※ 変額終身保険(災害加算・I型)では販売する募集代理店により、異なる特別勘定グループを取り扱う場合があります。
- ※ 投資信託の運用会社については、委託会社と表記されることもあります。
- ※ これらの投資信託は主としてマザーファンド受益証券に投資するため、マザーファンドを通じた実質的な運用方針を記載しております。

《お問合せ先》

T&Dフィナンシャル生命フリーダイヤル(お客様サービスセンター)

0120-302-572

受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日等を除く) ホームページアドレス(URL)https://www.tdf-life.co.jp

《特別勘定(ファンド)についてのご照会先》

0120-228-275

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日等を除く)

もくじ

特別勘定のしおり

特別勘定が投資する投資信託の運用情報【資産の運用に関する極めて重要な事項】

【投資信託】 【運用会社】	円資産インデックスバランス〈円奏会ベーシック〉(適格機関投資家専用) 東京海上アセットマネジメント株式会社 ・・・・・・・・・・・・・・・ページ 6
【投資信託】 【運用会社】	スマート・ブレンダー (適格機関投資家専用) スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社・・・・・・・・ページ 30
【投資信託】 【運用会社】	財産3分法(適格機関投資家専用) 日興アセットマネジメント株式会社 ・・・・・・・・・・・・ページ 48
【投資信託】 【運用会社】	The GDP (適格機関投資家専用) スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社・・・・・・・ページ 68
【投資信託】 【運用会社】	インデックスファンドNASDAQ100(適格機関投資家専用) 日興アセットマネジメント株式会社 ・・・・・・・・・・・・・ページ 82
特別勘定力	が投資する投資信託の運用情報【資産の運用に関する重要な事項】
特別勘定力 【投資信託】 【運用会社】	が投資する投資信託の運用情報【資産の運用に関する重要な事項】 円資産インデックスバランス〈円奏会ベーシック〉(適格機関投資家専用) 東京海上アセットマネジメント株式会社・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
【投資信託】	円資産インデックスバランス〈円奏会ベーシック〉(適格機関投資家専用)
【投資信託】 【運用会社】 【投資信託】	円資産インデックスバランス〈円奏会ベーシック〉(適格機関投資家専用) 東京海上アセットマネジメント株式会社・・・・・ページ 104 スマート・ブレンダー (適格機関投資家専用) スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社・・・・ページ 110 財産3分法 (適格機関投資家専用)
【投資信託】 【運用会社】 【投資信託】 【運用会社】 【投資信託】 【運用会社】	円資産インデックスバランス〈円奏会ベーシック〉(適格機関投資家専用) 東京海上アセットマネジメント株式会社・・・・・ページ 104 スマート・ブレンダー (適格機関投資家専用) スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社・・・ページ 110 財産3分法 (適格機関投資家専用)

特別勘定が投資する投資信託の運用情報 【資産の運用に関する極めて重要な事項】

I 投資信託 (ファンド) の状況

1. 投資信託(ファンド)の性格

1 名 称

円資産インデックスパランス〈円奏会ペーシック〉(適格機関投資家専用)

(以下「当ファンド」ということがあります。)

2 目的および基本的性格

主として、マザーファンドへの投資を通じて、国内の複数の資産(債券、株式、REIT)に分散投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

<商品分類>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	国内	資産複合

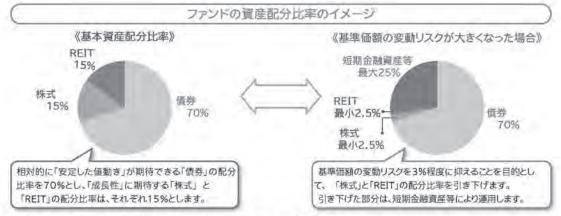
※商品分類の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

3 特 色

●国内の複数の資産(債券、株式、REIT)に分散投資します。

各資産への配分比率は、債券70%、株式15%、REIT15%を基本とします。

※上記の資産配分比率を基本としますが、当ファンドの基準価額の変動リスクを一定の水準に抑制することを 目標として、株式とREITの資産配分比率をそれぞれ引き下げ、短期金融資産を組入れます。 (株式とREITの資産配分は、ほぼ同じ比率とします。)



※配分比率調整は、株式とREITの資産配分比率がほぼ同じ比率となるように行います。

※組入資産の価格変動や市況の動向等によっては、各資産の実際の組入比率は上記比率と異なる場合があります。

※上図は、実際のファンドの運用を示すものではありません。

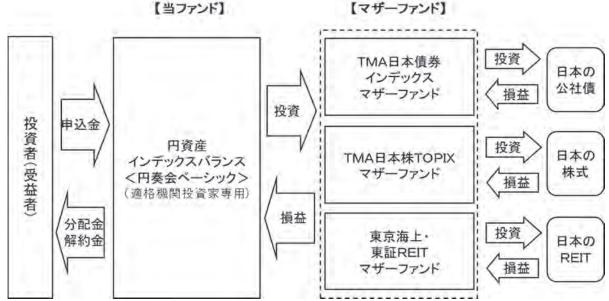
※上図の変動リスクの数値はファンドのリスク水準の目標値であり、目標が達成されることを約束・保証するものではありません。また、ファンドのリターンの目標を意味するものではありません。基準価額の変動リスクを目標通りに抑えることができたかどうかにかかわらず、運用成績はマイナスとなることがあります。将来的に市場環境が大きく変動した場合等には、事前にお知らせすることなく、目標リスクの水準(年率3%程度)を見直すことがあります。

価格変動リスクとは

価格が下落した場合だけでなく、上昇した場合も含めた「値動きの振れ幅の程度」をいいます。 リスクの大小を数値で表す場合、一般的には「標準偏差」を用います。標準偏差とは、価格の変化率 (リターン)のばらつき度合いを示す指標です。

標準偏差が小さいほど値動きが緩やかでリスクは小さく、標準偏差が大きいほど値動きは荒くリスクが大きいことを示します。

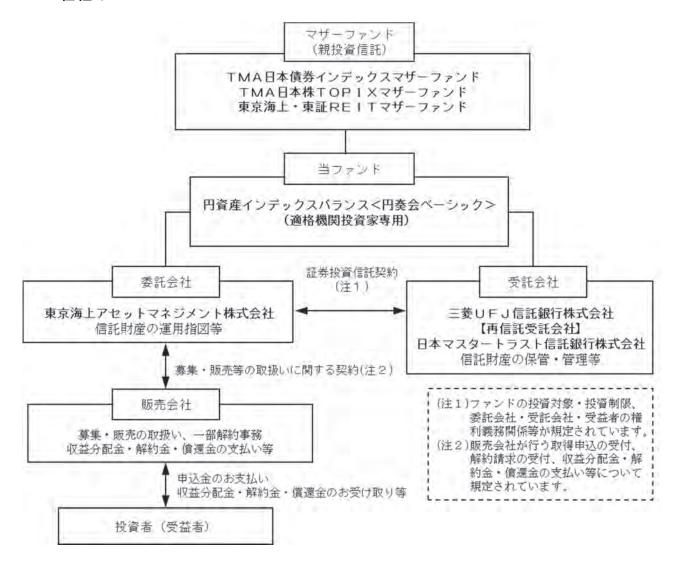
当ファンドの運用は、「ファミリーファンド方式」で行います。なお、有価証券等の資産に直接投資することがあります。



※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンド(親投資信託)に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

4 仕組み



2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

●投資方針

信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

●投資対象

主として以下の親投資信託(以下「マザーファンド」ということがあります。) 受益証券および短期 金融資産に投資します。なお、有価証券等の資産に直接投資することがあります。

TMA日本債券インデックスマザーファンド受益証券

TMA日本株TOPIXマザーファンド受益証券

東京海上・東証REITマザーファンド受益証券

- ①マザーファンド受益証券を通じて、国内の債券や株式、不動産投資信託(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下「REIT」といいます。)に分散投資します。
- ②各指数に連動する投資成果をめざして運用を行う各マザーファンドに投資し、その投資比率は以下 の資産配分比率を基本とします。

資産	マザーファンド	指数	基本 資産配分
債券	TMA日本債券インデックス マザーファンド	NOMURA-BPI (総合)	70%
株式	TMA日本株TOPIX マザーファンド	TOPIX(東証株価指数) (配当込み)	15%
REIT	東京海上・東証REIT マザーファンド	東証REIT指数 (配当込み)	15%

- ③上記の資産配分比率を基本としますが、当ファンドの基準価額の変動リスクを一定の水準に抑制することを目標として、株式とREITの資産配分比率をそれぞれ引き下げ、短期金融資産を組入れます。(株式とREITの資産配分は、ほぼ同じ比率とします。)
- ④資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※投資対象の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

TMA日本債券インデックスマザーファンド

<投資方針>

NOMURA-BPI(総合)に連動する投資成果の達成を目標とします。

<投資対象>

わが国の公社債を主要投資対象とします。

- ①主としてわが国の公社債に投資し、NOMURA-BPI(総合)に連動する投資成果を目指して運用を行うことを基本とします。
- ②信託財産の効率的な運用に資するため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、公社債の組入総額および債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

TMA日本株TOPIXマザーファンド

<投資方針>

TOPIXに連動する投資成果の達成を目標とします。

<投資対象>

TOPIXに採用されている銘柄を主要投資対象とします。

- ①TOPIXに採用されている銘柄を中心に、TOPIXとの連動性を考慮し組入を行います。
- ②流動性、機動性、コスト等の観点から、株価指数先物取引を行うことがあります。
- ③基本的には株式への組入比率を高位に保ちますが、資金動向、市況動向によっては実質株式組 入比率の調整を機動的に行います。
- ④有価証券等の価格変動リスクを回避するため、日本において行われる有価証券先物取引、有価

証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における日本の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことがあります。また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(スワップ取引)を行うことがあります。

東京海上・東証REITマザーファンド

く投資方針>

東証REIT指数(配当込み)に連動する投資成果の達成を目標とします。

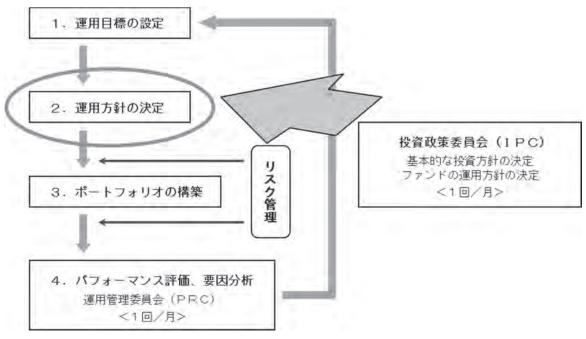
く投資対象>

主として東証REIT指数(配当込み)に採用されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下「REIT」といいます。)に投資します。

- ①東証REIT指数(配当込み)に採用されているREITを主要投資対象とし、当該指数に連動する投資成果の達成を目標とします。
- ②流動性、機動性、コスト等の観点から、東証REIT指数先物取引等を行うことがあります。
- ③原則として、REITへの組入比率を高位に維持します。
- ※資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ※「TMA日本債券インデックスマザーファンド」の運用にあたっては、層化抽出法を用いてNOMURA―BPI(総合)に連動するよう、残存期間別、種別毎の時価ウェイトとデュレーションを勘案しポートフォリオを構築します。
- ※「TMA日本株TOPIXマザーファンド」の運用にあたっては、TOPIX(東証株価指数)採用銘柄から時価総額・業種別構成比率等を勘案し、層化抽出法を用いてTOPIXに連動するようポートフォリオを構築します。
- ※「東京海上・東証REITマザーファンド」の運用にあたっては、完全法を用いて東証REIT指数(配当込み) に連動するようポートフォリオを構築します。

2 運用体制

当ファンドの運用体制は以下の通りです。



ファンドの運用に関する社内規則として「投資運用業に係る業務運営規程」を設けております。 運用におけるリスク管理は、運用リスク管理部門(5~10名程度)による法令・運用ガイドライン等 の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバック されるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会(運用リスク管理部門担当役員を委員 長に、運用・営業・商品企画等ファンド運用に関係する各部長が参加)において投資行動の評価が行 われます。(リスク管理についての詳細は、「4 投資リスクについて」をご参照ください。) この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会(運用本部長を委員長とし、各運用部長が 参加)において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。 また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備 及び運用状況報告書」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。 (上記の体制や人員等については、2021年11月末日現在)

3 主な投資制限

- (1) 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- (2) 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (4) マザーファンド受益証券等を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (5) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- (7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

※投資制限の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

TMA日本債券インデックスマザーファンド

- (1) 株式への投資割合は、転換社債の転換、新株引受権の行使、及び新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (2) 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (4) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (5) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (8) 約款第18条(先物取引等の運用指図)、約款第19条(スワップ取引の運用指図)および約款第20条(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)の運用指図に定めるデリバティブ取引等は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- (9) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

TMA日本株TOPIXマザーファンド

- (1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- (2) 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (4) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (6) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (7) 約款第16条(先物取引等の運用指図)、第17条(スワップ取引の運用指図)および第18条(金利 先渡取引および為替先渡取引の運用指図)に定めるデリバティブ取引等は、投資の対象とする資 産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避 する目的以外には利用しません。
- (8) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、

原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

東京海上・東証REITマザーファンド

- (1) 株式への直接投資は行いません。
- (2) 外貨建資産への直接投資は行いません。
- (3) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (4) 同一発行体の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の35%以下とします。ただし、東証REIT指数(配当込み)における時価の構成割合が35%を超える投資信託証券がある場合には、当該投資信託証券へ東証REIT指数(配当込み)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。
- (5) 約款第14条の2 (先物取引等の運用指図) に定めるデリバティブ取引等は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- (6) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産 総額に対する比率は、原則として、35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場 合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行 うこととします。

4 投資リスクについて

1. 投資リスク

- ・投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、**投資元本は保証さ** れているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。
- ・運用による損益は、全て投資者に帰属します。
- ・投資信託は**預貯金や保険と異なります。**
- ・ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

価格変動リスク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。 REITの価格は、REITが保有する不動産の評価の下落、不動産市況に対する見通しや需給等、さまざまな要因を反映して変動します。組入証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。
金利変動リスク	公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。 REITは、金利が上昇する場合、他の有価証券の利回り等との比較から売却され、価格が下落することがあります。また金利の上昇は、金融機関等から借入れを行っているREITの場合、その返済負担が大きくなり、REITの価格下落や分配金の減少につながる場合があります。したがって、金利の上昇に伴い基準価額が下落することがあります。
信用リスク	一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。発行企業・REITの信用状況(経営や財務状況等)が悪化した場合、倒産等の状況に陥り投資した資金が回収できなくなる場合、また、こうした状況に陥ると予想される場合、当該証券の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。
流動性リスク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには 直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。こ の場合、基準価額が下落する要因となります。
法制度等の変更リスク	REITおよび不動産等に関する法制度(税制・建築規制等)が変更となった場合、REITの価格下落や分配金の減少につながる場合があります。したがって、 法制度の変更に伴い基準価額が下落することがあります。

2. その他の留意点

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約申込が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額が下落する可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

• 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、 その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等 収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価 額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間における ファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部 または全額が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況に より、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

3. リスクの管理体制

- ・委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門に おいて厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドライン の遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部 へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。
- ・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

3. その他詳細情報

1 投資対象

- 1. 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
- (1)次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。) ①有価証券
 - ②デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「2 投資制限」の「4. 先物取引等」、「5. スワップ取引」および「6. 金利先渡取引および為替先渡取引」に定めるものに限ります。)
 - ③金銭債権(①④に掲げるものに該当するものを除きます。)
 - ④約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
- (2) 次に掲げる特定資産以外の資産 為替手形
- 2. 委託会社は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「TMA日本債券インデックスマザーファンド」、「TMA日本株TOPIXマザーファンド」、「東京海上・東証REITマザーファンド」(以下それぞれを総称し、「マザーファンド」といいます。)の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
- (1) 株券または新株引受権証書
- (2) 国債証券
- (3) 地方債証券
- (4)特別の法律により法人の発行する債券
- (5) 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引 受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
- (6) 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- (7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券 (金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- (8)協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引 法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- (9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引 受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8 号で定めるものをいいます。)
- (10) コマーシャル・ペーパー
- (11) 新株引受権証券 (新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。) および新株予約権証券
- (12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、(1) から (11) までの証券または証書の性質を有するもの
- (13) 投資信託または外国投資信託の受益証券 (金融商品取引

2 投資制限

- 1. 運用の基本方針に基づく制限
- (1)委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。
- (2) 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (3) 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新 株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株 引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託 財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純

- 法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- (14) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- (15) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1 項第18号で定めるものをいいます。)
- (16)オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- (17)預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定める ものをいいます。)
- (18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (19) 指定金銭信託の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項 第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま す。)
- (20)抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定める ものをいいます。)
- (21)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1 項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- (22) 受益証券発行信託の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいい、(1)から(21)に該当するものを除きます。)
- (23) 外国の者に対する権利で上記(21) および(22) の有価証券の性質を有するもの
- なお、(1)の証券または証書、(12)および(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券、(12)および(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものならびに(14)の投資法人債券を以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。
- 3. 委託会社は、信託金を、上記2. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。(1)預金
- (2) 指定金銭信託 (金融商品取引法第2条第1項第14号に規 定する受益証券発行信託を除きます。)
- (3) コール・ローン
- (4)手形割引市場において売買される手形
- (5)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2 項第1号で定めるもの
- (6) 外国の者に対する権利で(5) の権利の性質を有するもの
- 4. 上記 2. の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、 償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必 要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記 3. に掲 げる金融商品により運用することの指図ができます。
 - 資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を しません。
- (4)委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンド受益証券ならびに取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)に上場し、かつ当該取引所において常時売却可能な投資信託証券、また既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。)の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- (5) 委託会社は、、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総

額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価 総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、 信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる 投資の指図をしません。

- (6) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (7) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (8)信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する マザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファン ドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額 の割合を乗じて得た額をいいます。(以下同じ。)

2. 投資する株式等の範囲

- (1)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (2)上記(1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

3. 信用取引

- (1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用 取引により株券を売付けることの指図をすることができ ます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡また は買戻により行うことの指図をすることができるものと します。
- (2) 上記 (1) の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (3)信託財産の一部解約等の事由により、上記(2)の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

4. 先物取引等

- (1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、日本 国内の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引 法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有 価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第 3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げ るものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれ らの取引と類似の取引を行うことの指図をすることがで きます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるも のとします(以下同じ。)。
- (2)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、日本 国内の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる 先物取引およびオプション取引を行うことの指図をする

ことができます。

(3) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、日本 国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプ ション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引 と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

5. スワップ取引

- (1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (3) スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- (4) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは 受入の指図を行うものとします。

6. 金利先渡取引および為替先渡取引

- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利 先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をするこ とができます。
- (2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、 当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないも のとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が 可能なものについてはこの限りではありません。
- (3)金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- (4) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うに あたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

7. 有価証券の貸付

- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託 財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指 図をすることができます。
 - ①株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計 額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えない ものとします。
 - ②公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面 金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額 の合計額を超えないものとします。
- (2)上記(1)に定める限度額を超えることとなった場合には、 委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。

8. 有価証券の空売

- (1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託 財産において有しない有価証券または下記「9.有価証券 の借入」の規定により借入れた有価証券を売付けること の指図をすることができます。なお、当該売付の決済につ いては、売付けた有価証券の引渡または買戻により行う ことの指図をすることができるものとします。
- (2) 上記(1) の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時 価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことがで きるものとします。
- (3) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(2) の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その額を超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

9. 有価証券の借入

- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入の指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (2)上記(1)の借入の指図は、当該借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことがで

きるものとします。

- (3) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(2) の借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- (4)上記(1)の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- 10. 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の 理由等により特に必要と認められる場合には、制約される ことがあります。

11. 外国為替予約取引

- (1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (2) 上記(1) の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。) の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(3) 信託財産の一部解約等の事由により上記(2) の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

12. 資金の借入

- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。) を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。) の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、 受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する 有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者へ の解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券 等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代 金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還 金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該 期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約 代金および償還金の合計額を限度とします。
- (3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (4) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

4. 運用状況

1. 投資状況(2021年11月30日現在)

資産の種類	地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	413, 596, 580	94. 80
コール・ローン等、その他の資産	22, 683, 114	5. 19	
合計(純資産総額	436, 279, 694	100.00	

【参考情報】マザーファンドの投資状況

TMA日本株TOPIXマザーファンド

資産の種類	地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
株式	日本	37, 813, 192, 770	91. 90
コール・ローン等、その他の資産	3, 332, 607, 700	8. 09	
合計(純資産総額	41, 145, 800, 470	100. 00	

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	地域	時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	日本	3, 393, 840, 000	8. 24

⁽注)時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。 このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

TMA日本債券インデックスマザーファンド

資産の種類	地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
国债証券	日本	18, 818, 739, 350	87. 68
地方債証券	日本	1, 151, 921, 900	5. 36
特殊債券	日本	303, 091, 000	1. 41
社債券	日本	1, 201, 940, 537	5. 60
コール・ローン等、その他の資産	(負債控除後)	△14, 203, 411	△0.06
合計(純資産総額)	21, 461, 489, 376	100.00	

東京海上・東証REITマザーファンド

資産の種類	地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	日本	11, 590, 142, 250	97. 24
コール・ローン等、その他の資産	328, 848, 572	2. 75	
合計(純資産総額	11, 918, 990, 822	100.00	

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	地域	時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	日本	296, 370, 000	2. 48

⁽注)時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。 このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

2. 投資資産(2021年11月30日現在)

①投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

順	AGLT G		イエッ トア	- 161	帳簿価額		評価額		投資
位	銘柄名	地域	種類	口数	単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	比率 (%)
1	TMA日本債券インデックスマザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	237, 922, 101	1. 2975	308, 717, 971	1. 2978	308, 775, 302	70. 77
2	TMA日本株TOPIXマザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	31, 357, 914	1. 7666	55, 398, 289	1. 6738	52, 486, 876	12. 03
3	東京海上・東証REITマザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	36, 421, 743	1. 5034	54, 758, 963	1. 4369	52, 334, 402	11. 99

b. 投資有価証券の種類

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	94. 80
h 計	94. 80

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産

①マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

TMA日本株TOPIXマザーファンド

順	WADAM TOPIX ()—					帳	簿価額	ř	平価額	投資
位	銘柄名	地域	業種	種類	株式数	単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	比率(%)
1	トヨタ自動車	日本	輸送用機器	株式	723, 500	1, 676. 59	1, 213, 015, 920	2, 001. 00	1, 447, 723, 500	3. 51
2	ソニーグループ	日本	電気機器	株式	89, 600	11, 452. 17	1, 026, 115, 128	13, 825. 00	1, 238, 720, 000	3. 01
3	キーエンス	日本	電気機器	株式	13, 000	50, 280. 40	653, 645, 200	70, 330. 00	914, 290, 000	2. 22
4	リクルートホールディングス	日本	サービス業	株式	105, 600	5, 306. 00	560, 314, 235	6, 901. 00	728, 745, 600	1. 77
5	三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本	銀行業	株式	902, 100	649. 66	586, 058, 286	601.40	542, 522, 940	1. 31
6	東京エレクトロン	日本	電気機器	株式	9, 000	42, 816. 59	385, 349, 399	59, 840. 00	538, 560, 000	1. 30
7	日本電信電話	日本	情報・通信業	株式	163, 900	2, 942. 64	482, 299, 912	3, 125. 00	512, 187, 500	1. 24
8	ソフトバンクグループ	日本	情報・通信業	株式	84, 200	9, 816. 62	826, 559, 404	6, 030. 00	507, 726, 000	1. 23
9	НОҮА	日本	精密機器	株式	28, 100	12, 835. 48	360, 677, 166	18, 020. 00	506, 362, 000	1. 23
10	日本電産	日本	電気機器	株式	37, 100	13, 216. 72	490, 340, 539	13, 000. 00	482, 300, 000	1. 17
11	日立製作所	日本	電気機器	株式	68, 900	5, 391. 27	371, 459, 090	6, 688. 00	460, 803, 200	1. 11
12	信越化学工業	日本	化学	株式	24, 100	18, 325. 03	441, 633, 223	19, 000. 00	457, 900, 000	1. 11
13	ダイキン工業	日本	機械	株式	18, 200	22, 154. 96	403, 220, 356	23, 150. 00	421, 330, 000	1. 02
14	任天堂	日本	その他製品	株式	8, 200	63, 129. 49	517, 661, 852	50, 100. 00	410, 820, 000	0. 99
15	三井住友フィナンシャルグループ	日本	銀行業	株式	97, 700	4, 269. 88	417, 168, 111	3, 703. 00	361, 783, 100	0. 87
16	三菱商事	日本	卸売業	株式	105, 700	3, 312. 92	350, 175, 691	3, 391. 00	358, 428, 700	0. 87
17	村田製作所	日本	電気機器	株式	42, 100	9, 020. 80	379, 775, 784	8, 380. 00	352, 798, 000	0. 85
18	本田技研工業	日本	輸送用機器	株式	112, 700	3, 338. 27	376, 223, 392	3, 101. 00	349, 482, 700	0. 84
19	武田薬品工業	日本	医薬品	株式	112, 800	4, 261. 48	480, 694, 944	3, 031. 00	341, 896, 800	0. 83
20	KDDI	日本	情報・通信業	株式	102, 600	3, 497. 32	358, 825, 032	3, 300. 00	338, 580, 000	0. 82
21	ソフトバンク	日本	情報・通信業	株式	213, 200	1, 506. 94	321, 280, 538	1, 562. 50	333, 125, 000	0. 80
22	伊藤忠商事	日本	卸売業	株式	98, 700	3, 561. 69	351, 539, 040	3, 260. 00	321, 762, 000	0. 78
23	第一三共	日本	医薬品	株式	112, 700	3, 200. 31	360, 674, 937	2, 824. 50	318, 321, 150	0. 77
24	SMC	日本	機械	株式	4, 100	63, 113. 18	258, 764, 052	72, 650. 00	297, 865, 000	0. 72
25	三井物産	日本	卸売業	株式	113, 800	2, 383. 29	271, 218, 900	2, 557. 00	290, 986, 600	0. 70
26	オリエンタルランド	日本	サービス業	株式	16, 100	16, 994. 85	273, 617, 157	17, 840. 00	287, 224, 000	0. 69
27	ファナック	日本	電気機器	株式	12, 500	25, 901. 21	323, 765, 154	22, 245. 00	278, 062, 500	0. 67
28	東京海上ホールディングス	日本	保険業	株式	46, 500	5, 347. 93	248, 679, 119	5, 708. 00	265, 422, 000	0. 64
29	デンソー	日本	輸送用機器	株式	31, 500	7, 342. 03	231, 274, 062	8, 331. 00	262, 426, 500	0. 63
30	みずほフィナンシャルグループ	日本	銀行業	株式	180, 100	1, 693. 78	305, 049, 778	1, 402. 00	252, 500, 200	0. 61

TMA日本債券インデックスマザーファンド

	MAロ本頂分1ノナック/						帳	等価額	評価額		投資
順位	銘柄名	地域	種類	利率	償還期限	額面	単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	比率 (%)
1	第359回利付国債(10年)	日本	国債証券	0. 100	2030/06/20	294, 000, 000	101. 03	297, 039, 960	101. 11	297, 275, 160	1. 38
2	第135回利付国債(5年)	日本	国債証券	0. 100	2023/03/20	280, 000, 000	100. 29	280, 812, 000	100. 29	280, 817, 600	1. 30
3	第347回利付国債(10年)	日本	国債証券	0. 100	2027/06/20	270, 000, 000	101. 12	273, 042, 900	101. 08	272, 937, 600	1. 27
4	第348回利付国債(10年)	日本	国債証券	0. 100	2027/09/20	260, 000, 000	101. 17	263, 062, 800	101. 13	262, 956, 200	1. 22
5	第138回利付国債(5年)	日本	国債証券	0. 100	2023/12/20	258, 000, 000	100. 46	259, 197, 120	100. 47	259, 220, 340	1. 20
6	第349回利付国債(10年)	日本	国債証券	0. 100	2027/12/20	243, 000, 000	101. 22	245, 984, 040	101. 18	245, 881, 980	1. 14
7	第353回利付国債(10年)	日本	国債証券	0. 100	2028/12/20	242, 000, 000	101. 32	245, 199, 240	101. 31	245, 175, 040	1. 14
8	第356回利付国債(10年)	日本	国債証券	0. 100	2029/09/20	242, 000, 000	101. 22	244, 959, 660	101. 29	245, 131, 480	1. 14
9	第354回利付国債(10年)	日本	国債証券	0. 100	2029/03/20	240, 000, 000	101. 29	243, 103, 200	101. 32	243, 170, 400	1. 13
10	第136回利付国債(5年)	日本	国債証券	0. 100	2023/06/20	240, 000, 000	100. 34	240, 828, 000	100. 35	240, 856, 800	1. 12
11	第141回利付国債(5年)	日本	国債証券	0. 100	2024/09/20	235, 000, 000	100. 63	236, 480, 500	100. 63	236, 485, 200	1. 10
12	第139回利付国債(5年)	日本	国債証券	0. 100	2024/03/20	232, 000, 000	100. 51	233, 204, 080	100. 53	233, 229, 600	1. 08
13	第352回利付国債(10年)	日本	国債証券	0. 100	2028/09/20	220, 000, 000	101. 27	222, 807, 200	101. 26	222, 783, 000	1. 03
14	第342回利付国債(10年)	日本	国債証券	0. 100	2026/03/20	220, 000, 000	100. 89	221, 971, 200	100. 90	221, 995, 400	1. 03
15	第140回利付国債(5年)	日本	国債証券	0. 100	2024/06/20	220, 000, 000	100. 56	221, 234, 200	100. 57	221, 265, 000	1.03
16	第344回利付国債(10年)	日本	国債証券	0. 100	2026/09/20	215, 000, 000	101.00	217, 150, 000	100. 96	217, 074, 750	1. 01
17	第148回利付国債(5年)	日本	国債証券	0. 005	2026/06/20	213, 000, 000	100. 48	214, 033, 050	100. 50	214, 069, 260	0. 99
18	第143回利付国債(5年)	日本	国債証券	0. 100	2025/03/20	211, 000, 000	100. 74	212, 561, 400	100. 74	212, 571, 950	0. 99
19	第142回利付国債(5年)	日本	国債証券	0. 100	2024/12/20	210, 000, 000	100. 68	211, 440, 600	100. 68	211, 446, 900	0. 98
20	平成27年度第3回福岡県公募公 債	日本	地方債証 券	0. 529	2025/08/25	200, 000, 000	101. 98	203, 972, 000	101. 97	203, 950, 000	0. 95
21	第350回利付国債(10年)	日本	国債証券	0. 100	2028/03/20	200, 000, 000	101. 24	202, 492, 000	101. 20	202, 406, 000	0. 94
22	第360回利付国債(10年)	日本	国債証券	0. 100	2030/09/20	195, 000, 000	100. 93	196, 813, 500	101. 01	196, 975, 350	0. 91
23	第343回利付国債(10年)	日本	国債証券	0. 100	2026/06/20	195, 000, 000	100. 94	196, 848, 600	100. 96	196, 872, 000	0. 91
24	第149回利付国債(5年)	日本	国債証券	0. 005	2026/09/20	190, 000, 000	100. 46	190, 888, 500	100. 48	190, 915, 800	0. 88
25	第147回利付国債(5年)	日本	国債証券	0. 005	2026/03/20	190, 000, 000	100. 48	190, 913, 900	100. 47	190, 900, 600	0. 88
26	第355回利付国債(10年)	日本	国債証券	0. 100	2029/06/20	188, 000, 000	101. 26	190, 370, 680	101. 32	190, 496, 640	0. 88
27	第144回利付国債(5年)	日本	国債証券	0. 100	2025/06/20	185, 000, 000	100. 77	186, 439, 300	100. 78	186, 450, 400	0. 86
28	第339回利付国債(10年)	日本	国債証券	0. 400	2025/06/20	180, 000, 000	101. 86	183, 355, 200	101. 85	183, 337, 200	0. 85
29	第335回利付国債(10年)	日本	国債証券	0. 500	2024/09/20	180, 000, 000	101. 77	183, 198, 600	101. 75	183, 162, 600	0. 85
30	第363回利付国債(10年)	日本	国債証券	0. 100	2031/06/20	182, 000, 000	100. 57	183, 044, 680	100. 57	183, 037, 400	0. 85

東京海上・東証REITマザーファンド

順	京海工・東証REI 「マリーノ)			-111	帳簿	季価額	評	価額	投資
位	銘柄名	地域	種類	口数	単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	比率(%)
1	日本ビルファンド投資法人	日本	投資証券	1, 198	643, 836. 66	771, 316, 320	700, 000. 00	838, 600, 000	7. 03
2	ジャパンリアルエステイト投資法人	日本	投資証券	1, 057	637, 048. 08	673, 359, 827	655, 000. 00	692, 335, 000	5. 80
3	日本プロロジスリート投資法人	日本	投資証券	1, 674	344, 930. 52	577, 413, 697	369, 500. 00	618, 543, 000	5. 18
4	GLP投資法人	日本	投資証券	3, 422	176, 557. 30	604, 179, 108	180, 300. 00	616, 986, 600	5. 17
5	野村不動産マスターファンド投資法人	日本	投資証券	3, 417	160, 798. 22	549, 447, 532	161, 400. 00	551, 503, 800	4. 62
6	日本都市ファンド投資法人	日本	投資証券	5, 332	101, 083. 45	538, 976, 982	97, 800. 00	521, 469, 600	4. 37
7	大和ハウスリート投資法人	日本	投資証券	1, 587	292, 011. 11	463, 421, 639	323, 500. 00	513, 394, 500	4. 30
8	オリックス不動産投資法人	日本	投資証券	2, 106	179, 989. 72	379, 058, 365	180, 500. 00	380, 133, 000	3. 18
9	アドバンス・レジデンス投資法人	日本	投資証券	1, 057	328, 066. 13	346, 765, 904	348, 500. 00	368, 364, 500	3. 09
10	ユナイテッド・アーバン投資法人	日本	投資証券	2, 379	142, 451. 29	338, 891, 624	144, 600. 00	344, 003, 400	2. 88
11	産業ファンド投資法人	日本	投資証券	1, 500	196, 078. 02	294, 117, 032	202, 800. 00	304, 200, 000	2. 55
12	日本プライムリアルティ投資法人	日本	投資証券	694	384, 311. 26	266, 712, 017	404, 500. 00	280, 723, 000	2. 35
13	積水ハウス・リート投資法人	日本	投資証券	3, 208	81, 546. 23	261, 600, 316	82, 500. 00	264, 660, 000	2. 22
14	アクティビア・プロパティーズ投資法人	日本	投資証券	563	443, 506. 70	249, 694, 274	432, 000. 00	243, 216, 000	2. 04
15	ラサールロジポート投資法人	日本	投資証券	1, 294	172, 467. 68	223, 173, 186	187, 200. 00	242, 236, 800	2. 03
16	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	日本	投資証券	393	551, 486. 30	216, 734, 117	583, 000. 00	229, 119, 000	1. 92
17	日本アコモデーションファンド投資法人	日本	投資証券	365	591, 106. 41	215, 753, 843	620, 000. 00	226, 300, 000	1. 89
18	ケネディクス・オフィス投資法人	日本	投資証券	327	699, 904. 33	228, 868, 719	689, 000. 00	225, 303, 000	1. 89
19	日本ロジスティクスファンド投資法人	日本	投資証券	690	317, 709. 12	219, 219, 298	314, 000. 00	216, 660, 000	1. 81
20	ジャパン・ホテル・リート投資法人	日本	投資証券	3, 237	58, 331. 52	188, 819, 152	58, 600. 00	189, 688, 200	1. 59
21	イオンリート投資法人	日本	投資証券	1, 243	145, 064. 26	180, 314, 881	152, 000. 00	188, 936, 000	1. 58
22	森ヒルズリート投資法人	日本	投資証券	1, 243	149, 716. 43	186, 097, 528	150, 400. 00	186, 947, 200	1. 56
23	フロンティア不動産投資法人	日本	投資証券	370	452, 404. 87	167, 389, 802	497, 000. 00	183, 890, 000	1. 54
24	インヴィンシブル投資法人	日本	投資証券	4, 651	38, 539. 46	179, 247, 062	38, 050. 00	176, 970, 550	1. 48
25	ヒューリックリート投資法人	日本	投資証券	986	166, 381. 55	164, 052, 209	166, 700. 00	164, 366, 200	1. 37
26	大和証券オフィス投資法人	日本	投資証券	223	693, 991. 73	154, 760, 157	714, 000. 00	159, 222, 000	1. 33
27	大和証券リビング投資法人	日本	投資証券	1, 428	103, 995. 61	148, 505, 737	109, 400. 00	156, 223, 200	1. 31
28	NTT都市開発リート投資法人	日本	投資証券	1, 013	139, 837. 92	141, 655, 821	150, 200. 00	152, 152, 600	1. 27
29	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	日本	投資証券	476	313, 175. 47	149, 071, 526	319, 000. 00	151, 844, 000	1. 27
30	ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト 投資法人	日本	投資証券	722	197, 218. 03	142, 391, 418	206, 100. 00	148, 804, 200	1. 24

b. 投資有価証券の種類

TMA日本株TOPIXマザーファンド

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.07
		鉱業	0.19
		建設業	1.97
		食料品	3. 01
		繊維製品	0. 46
		パルプ・紙	0. 21
		化学	6. 25
		医薬品	4. 46
		石油・石炭製品	0.36
		ゴム製品	0. 62
		ガラス・土石製品	0.66
		鉄鋼	0. 71
		非鉄金属	0. 61
		金属製品	0. 59
		機械	4. 87
		電気機器	18. 11
		輸送用機器	7. 51
		精密機器	2. 78
		その他製品	2. 01
		電気・ガス業	1.00
		陸運業	2. 69
		海運業	0. 40
		空運業	0. 36
		倉庫・運輸関連業	0.17
		情報・通信業	7. 67
		卸売業	4. 74
		小売業	3. 87
		銀行業	4. 51
		証券、商品先物取引業	0. 71
		保険業	1. 79
		その他金融業	1.05
		不動産業	1.63
		サービス業	5. 70
合 計			91.90

TMA日本債券インデックスマザーファンド

種類	投資比率(%)
国債証券	87. 68
地方債証券	5. 36
特殊債券	1. 41
社債券	5. 60
合 計	100.06

東京海上・東証REITマザーファンド

種類	投資比率(%)
投資証券	97. 24
h 計	97. 24

②投資不動産物件

TMA日本株TOPIXマザーファンド

該当事項はありません。

TMA日本債券インデックスマザーファンド

該当事項はありません。

東京海上・東証REITマザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

TMA日本株TOPIXマザーファンド

種類	地域	取引所	資産名	買建/ 売建	数量 (枚)	帳簿価額	評価額(円)	投資 比率(%)
株価指数先物取引	日本	大阪取引所	東証株価指数先物	買建	179	3, 624, 800, 300. 00	3, 393, 840, 000	8. 24

⁽注)時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。 このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

TMA日本債券インデックスマザーファンド

該当事項はありません。

東京海上・東証REITマザーファンド

種類	地域	取引所	資産名	買建/ 売建	数量 (枚)	帳簿価額	評価額(円)	投資 比率(%)
株価指数先物取引	日本	大阪取引所	東証REIT指数先物	買建	148	316, 971, 600. 00	296, 370, 000	2. 48

⁽注)時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。 このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

3. 運用実績(2021年11月30日現在)

①純資産の推移

94-03-CAL -10 JE 13					
期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1計算期間末	(2021年 9月 7日)	193	193	1. 0248	1. 0248
2021:	年 5月末日	4	_	1. 0085	_
6	月末日	24	_	1. 0147	_
7	月末日	77	_	1. 0162	_
8	月末日	181		1. 0189	_
9	月末日	232	1	1. 0176	_
10	0月末日	282	_	1. 0162	_
1	1月末日	436	_	1. 0076	_

②分配の推移

該当事項はありません。

③収益率の推移

期	計算期間	収益率(%)(分配付)
第1計算期間	2021年 5月13日~2021年 9月 7日	2. 5

Ⅱ 財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託 (ファンド) の経理状況」の「1. 財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。

財務諸表については、PwCあらた有限責任監査法人による監査証明を受けており、監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託 (ファンド) の経理状況」に記載されている財務諸表の箇所に添付しております。

円資産インデックスバランス<円奏会ベーシック>(適格機関投資家専用)

(1)貸借対照表

	第1期 [2021年 9月 7日現在]
区分	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	10, 337, 610
親投資信託受益証券	182, 664, 430
未収入金	83, 453
流動資産合計	193, 085, 493
資産合計	193, 085, 493
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	5, 002
未払委託者報酬	75, 052
未払利息	6
その他未払費用	2, 459
流動負債合計	82, 519
負債合計	82, 519
純資産の部	
元本等	
元本	188, 336, 703
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	4, 666, 271
(分配準備積立金)	1, 482, 398
元本等合計	193, 002, 974
純資産合計	193, 002, 974
負債純資産合計	193, 085, 493

(2) 損益及び剰余金計算書

	第1	期	
自	2021年	5月	13日
至	2021年	9日	7 FI

	至 2021年 9月 7日
区 分	金額(円)
営業収益	
受取利息	1
有価証券売買等損益	1, 566, 224
営業収益合計	1, 566, 225
営業費用	
支払利息	483
受託者報酬	5, 002
委託者報酬	75, 052
その他費用	2, 459
営業費用合計	82, 996
営業利益又は営業損失 (△)	1, 483, 229
経常利益又は経常損失(Δ)	1, 483, 229
当期純利益又は当期純損失(Δ)	1, 483, 229
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約 に伴う当期純損失金額の分配額(△)	831
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	_
剰余金増加額又は欠損金減少額	3, 190, 466
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	_
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	3, 190, 466
剰余金減少額又は欠損金増加額	6, 593
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	6, 593
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	_
分配金	_
期末剰余金又は期末欠損金(△)	4, 666, 271

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第1期 自 2021年 5月13日 至 2021年 9月 7日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

Ⅲ 「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託 (ファンド) の沿革、投資信託 (ファンド) の経理状況の詳細、設定及び解約の実績については、 「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。 「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

- I 投資信託 (ファンド) の沿革
- Ⅱ 投資信託 (ファンド) の経理状況
 - 1. 財務諸表
 - (1)貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3)注記表
 - (4) 附属明細表
 - 2. 投資信託 (ファンド) の現況 純資産額計算書
- Ⅲ 設定及び解約の実績

I 投資信託 (ファンド) の状況

1. 投資信託(ファンド)の性格

1 名 称

スマート・ブレンダー(適格機関投資家専用)

(以下「当ファンド」ということがあります。)

2 目的および基本的性格

当ファンドは、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 <商品分類>

	商品分類				属性区分		
単位型・	投資対象地域	投資対象資産	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型		(収益の源泉)					
追加型投信	内外	資産複合	その他資産	年1回	グローバル	ファンド・	あり
			((注))		(日本を含む)	オブ・	(部分ヘッジ)
						ファンズ	(HP) · J Z /

(注)投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信、その他資産(商品))資産配分変更型)

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ https://www.toushin.or.jp/をご覧ください。 ※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

3 特 色

特色

日本を含む世界の株式、債券、REIT、金に分散投資します。

- 「FOFs用世界成長戦略ファンド(適格機関投資家専用)」(以下「主要投資対象ファンド」)への投資を通じて、日本を含む世界*の株式(DR(預託証券)を含みます。)、債券、REIT(不動産投資信託証券)、金に分散投資します。 ※REITは新興国を含みません。
- ●主要投資対象ファンドが投資対象とする「先進国ハイインカム入替戦略マザーファンド 為替ヘッジあり」および「ゴールドマザーファンド(為替ヘッジあり)」の組入外貨建資産については、原則として対円での為替取引をおこないます。
- [FOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)]にも投資します。
- ●投資対象ファンドの運用は、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社がおこないます。



DR(預託証券)とは

ある国の企業の株式を海外でも流通させるために、その会社の株式を銀行等に預託し、その代替として海外で発行する証券のことで、株式と同様に取引所等で取引されます。

三井住友トラスト・アセットマネジメント について

三井住友トラスト・アセットマネジメントは、日本で屈指の機関投資家である三井住友トラスト・グループの資産運用ビジネスの中核をなす運用会社です。2018年10月1日に三井住友信託銀行の資産運用事業を統合し、運用資産残高が約85兆円規模*の日本およびアジアで最大級の運用会社となりました。これまで両社が培ってきた資産運用業務の強みを融合し、商品の開発力と運用力、世界各地に広がるビジネスネットワーク、きめの細かいサポート力、これらすべての力を活かして多様なお客さまの想いにお応えしています。

※2021年9月末時点の運用資産残高(時価ベース)です。

^{特色}

分散投資の効果と資産配分の変更により下落リスクの抑制をめざします。

● 主要投資対象ファンドにおいて投資対象とするマザーファンドを「リターン獲得ポートフォリオ」と「リスク抑制ポートフォリオ」に分類し、市場の緊張度合いに応じて2つのポートフォリオの比率を調整することにより、市場の緊張度が高まる局面においても下落リスクの抑制をめざします。

主要投資対象ファンドの運用プロセス

STEP 1

マザーファンドを「リターン獲得ポートフォリオ」と「リスク抑制ポートフォリオ」に分類

ポートフォリオ	組入資産/比率*1	マザーファンド	ベンチマーク*4	
	株式** ² 40%	国内株式インデックス マザーファンド	東証株価指数(TOPIX)	
		外国株式インデックス マザーファンド	MSCI コクサイ・インデックス(円ベース)	
		新興国株式インデックス マザーファンド	MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)	
ロロー、桜棚		国内債券インデックス マザーファンド	NOMURA-BPI総合	
リターン獲得 ポートフォリオ	債券* ² 50%	外国債券インデックス マザーファンド	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	
(為替ヘッジなし)		新興国債券インデックス マザーファンド	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)	
	REIT*2 10%	J-REITインデックス マザーファンド	東証REIT指数(配当込み)	
		グローバルREITインデックス マザーファンド	S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)	
リスク抑制 ポートフォリオ (為替ヘッジあり) ^{#3}	債券 85%	先進国ハイインカム入替戦略 マザーファンド 為替ヘッジあり	ベンチマークは設定されていません。 (主に先進国の国債等に投資するとともに、組入外貨建資産に ついて対円での為替ヘッジをおこなうファンドです。)	
	金 15%	ゴールドマザーファンド(為替ヘッジあり)	LBMA金価格(円ヘッジベース) (2021年11月30日現在)	

- ※1 2021年11月30日現在。上記比率は、今後変更となる場合があります。
- ※2 株式、債券、REIT資産内の各マザーファンドの配分比率は、日本、先進国(日本を除きます。以下同じ。)、新興国のGDP(国内総生産)総額の比率 (REITは、日本、先進国のGDP総額の比率)にもとづき決定し、原則として年1回見直しをおこないます。 ※3 基準価額の下落抑制を目的として、必要と判断とした場合には、「リスク抑制ポートフォリオ」を構成する各マザーファンドの全部または一部に
- ※3 基準価額の下落抑制を目的として、必要と判断とした場合には、「リスク抑制ポートフォリオ」を構成する各マザーファンドの全部または一部に代えて、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券および短期金融商品で運用することがあります。
- ※4 ベンチマークについては、追加的記載事項をご覧ください。

STEP

「経済環境」、「金融環境」にもとづき市場の緊張度合いを判断し、各ポートフォリオの 配分比率を決定

※上記はイメージであり、実際のポートフォリオ比率とは異なる場合があります。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

追加的記載事項

主要投資対象ファンドが投資する各マザーファンドのベンチマークについて

●東証株価指数(TOPIX)

「東証株価指数(TOPIX)」とは、株式会社東京証券取引所(以下「東証」)が算出、公表する指数で、東京証券取引所市場第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象とした時価総額加重型の株価指数です。同指数は、東証の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東証が有しています。なお、東証は、ファンドの設定または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

2022年4月4日に東証は、「市場第一部・市場第二部・マザーズ・JASDAQ(スタンダード・グロース)」の4つの市場区分を「プライム市場・スタンダード市場・グロース市場」の3つの市場区分に見直すこととしております。これに伴い東証の市場区分に関する記載内容を変更する予定です。詳細は日本取引所グループのホームページをご確認ください。

- ●MSCI コクサイ・インデックス(円ベース)
 - 「MSCI コクサイ・インデックス(円ベース)」とは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。同指数に関する著作権等の知的財産権およびその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ●MSCI エマージング・マーケット・インデックス (円換算ベース) [MSCI エマージング・マーケット・インデックス (円換算ベース)]とは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。 [円換算ベース]は、米ドルベース指数をもとに、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が独自に円換算した指数です。 同指数に関する著作権等の知的財産権およびその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ●NOMURA-BPI総合

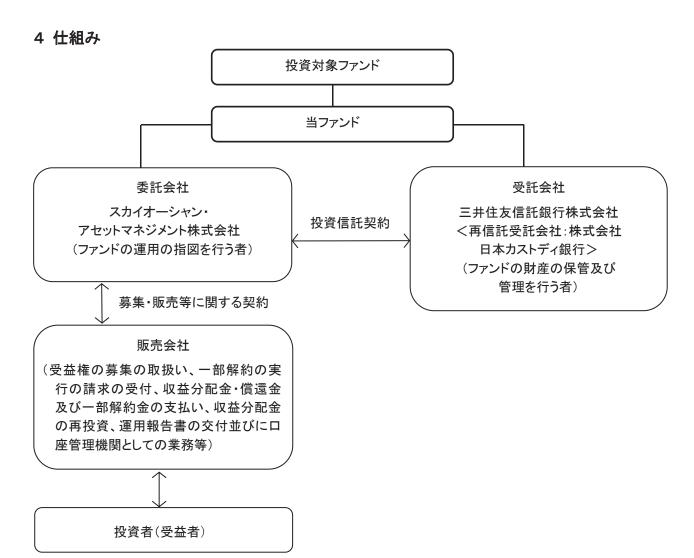
「NOMURA-BPI総合」とは、野村證券株式会社が公表する、日本の公募債券流通市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準にもとづいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに計算されます。同指数の知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いておこなわれる三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

- ●FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 - 「FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進をおこなっておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- ●JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)
 「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)」とは、新興国の現地
 通貨建債券市場の動向を測るためにJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが開発した、時価総額ベースの債券インデックスです。「円換算ベース」は、米ドルベース指数をもとに、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が独自に円換算したものです。同指数に関する商標・著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。
- ●東証REIT指数(配当込み)

「東証REIT指数(配当込み)」とは、株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)が算出、公表する指数で、東京証券取引所に上場しているREIT(不動産投資信託証券)全銘柄を対象とした時価総額加重型の指数です。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出したものです。同指数は、東証の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東証が有しています。なお、東証は、ファンドの設定または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

- ●S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)
 - 「S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)」とは、S&P Dow Jones Indices LLC(以下「SPDJI」)が公表する指数で、世界主要国に上場するREIT(不動産投資信託証券)および同様の制度にもとづく銘柄の浮動株修正時価総額にもとづいて算出されます。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した指数です。「円換算ベース」は、ドルベース指数をもとに三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が独自に円換算した指数です。S&P先進国REIT指数(以下「当インデックス」)は、S&P Globalの一部門であるSPDJIの商品であり、これを利用するライセンスが三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®は、S&P Globalの一部門であるStandard & Poor's Financial Services LLC(以下「S&P」)の登録商標で、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC(以下「Dow Jones」)の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJI、DowJones、S&Pまたはそれぞれの関連会社によって支援、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これら関係者のいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明もおこなわず、当インデックスの誤り、欠落、または中断に対して一切の責任も負いません。
- ●LBMA金価格(円ヘッジベース)

LBMA金価格の正式名称は LBMA Gold Price PMといい、ICEベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッド(ICE Benchmark Administration Limited)によってロンドン時間の午後に公表される1トロイオンスあたりの金現物価格(米ドル建て)を指します。なお、LBMA は、ロンドン貴金属市場協会(London Bullion Market Association)の略称です。「円ヘッジベース」は、対円の為替ヘッジを考慮して三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が独自に算出した指数です。ICEベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッドは、LBMA金価格および LBMA金価格が示す、あらゆる特定の日、特定の時点における数値により生じた結果について、明示的または暗示的に、何ら保証するものではありません。ICEベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッドは、当ファンドに関する商品性や特定目的への適合性について、明示的または暗示的に、何ら保証するものではありません。



2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

①基本方針

当ファンドは、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

なお、投資対象とするファンドは、当該ファンドの投資対象資産及び投資手法等を考慮して選定しております。

②投資対象

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が運用する「FOFs 用世界成長戦略ファンド(適格機関投資家専用)」(以下「主要投資対象ファンド」といいます。)を主要投資対象とします。この他、「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」にも投資します。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。

③投資態度

- イ主要投資対象ファンドへの投資を通じて、日本を含む世界※の株式(DR(預託証券)を含みます。以下同じ。)、債券、及び不動産投資信託証券(以下「REIT」といいます。)、並びに金現物市場の代表的指数への連動を目指す上場投資信託証券(以下、「金」といいます。)に分散投資します。
 - ※REIT は新興国を含みません。
- ・主要投資対象ファンドにおいて、主として、「国内株式インデックス マザーファンド」、「外国株式インデックス マザーファンド」、「新興国株式インデックス マザーファンド」、「国内債券インデックス マザーファンド」、「外国債券インデックス マザーファンド」、「新興国債券インデックス マザーファンド」、「JーREITインデックス マザーファンド」、「グローバルREITインデックス マザーファンド」、「先進国ハイインカム入替戦略マザーファンド 為替ヘッジあり」及び「ゴールドマザーファンド(為替ヘッジあり)」の受益証券(以下総称して「マザーファンド受益証券」といいます。)に投資します。
- ・「経済環境」及び「金融環境」に関する経済指標等を用いて、市場の緊張度合いを測り、これに応じて「リターン獲得ポートフォリオ」及び「リスク抑制ポートフォリオ」への投資割合を変更します。各ポートフォリオを構成する資産及びマザーファンド受益証券は、以下のとおりとします。

		一点 コンドを共立を
ポートフォリオ	資産	マザーファンド受益証券
リターン獲得	株式※1	国内株式インデックス マザーファンド
ポートフォリオ		外国株式インデックス マザーファンド
		新興国株式インデックス マザーファンド
	債券**1	国内債券インデックス マザーファンド
		外国債券インデックス マザーファンド
		新興国債券インデックス マザーファンド
	REIT ^{*1}	J-REITインデックス マザーファンド
		グローバルREITインデックス マザーファンド
リスク抑制	為替ヘッジ付先進国債券	先進国ハイインカム入替戦略マザーファンド 為替ヘッジあり
ポートフォリオ※2	金	ゴールドマザーファンド(為替ヘッジあり)

- ※1 株式及び債券及び REIT 内の各マザーファンド受益証券の構成比は、日本、先進国(日本は除きます。以下同じ)、及び新興国の GDP(Gross Domestic Product(国内総生産))総額の比率(REIT は、日本及び先進国の GDP 総額の比率)に基づき定め、原則として年1回見直しを行います。
- ※2 基準価額の下落抑制を目的として、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が必要と判断した場合には、「リスク抑制ポートフォリオ」を構成する各マザーファンド受益証券の全部または一部に代えて、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券及び短期金融商品で運用することがあります。
- ロ.主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。
- ハ.主要投資ファンドの「リスク抑制ポートフォリオ」の組入外貨建資産については、原則として対円での為替 ヘッジにより為替変動リスクの低減を目指します。
- 二.資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

投資対象の詳細につきましては「3. その他の詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】投資対象ファンドの投資方針と主な投資対象

1. FOFs 用世界成長戦略ファンド(適格機関投資家専用)

■運用の基本方針

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

■主要投資対象

「国内株式インデックス マザーファンド」、「外国株式インデックス マザーファンド」、「新興国株式インデックス マザーファンド」、「国内債券インデックス マザーファンド」、「外国債券インデックス マザーファンド」、「新興国債券インデックス マザーファンド」、「JーREITインデックス マザーファンド」、「グローバルREITインデックス マザーファンド」、「先進国ハイインカム入替戦略マザーファンド 為替ヘッジあり」及び「ゴールドマザーファンド(為替ヘッジあり)」の受益証券(以下総称して「マザーファンド受益証券」といいます。)を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。

■投資態度

①主として、各マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を含む世界※の株式(DR(預託証券)を含みます。以下同じ。)、債券、及び不動産投資信託証券(以下「REIT」といいます。)、並びに金現物市場の代表的指数への連動を目指す上場投資信託証券(以下「金」といいます。)に実質的に分散投資します。

※REITは新興国を含みません。

②「経済環境」および「金融環境」に関する経済指標等を用いて、市場の緊張度合いを測り、これに応じて「リターン獲得ポートフォリオ」及び「リスク抑制ポートフォリオ」への投資割合を変更します。各ポートフォリオを構成する資産及びマザーファンド受益証券は以下の通りとします。

ポートフォリオ	資産	マザーファンド受益証券
リターン獲得	株式※1	国内株式インデックス マザーファンド
ポートフォリオ		外国株式インデックス マザーファンド
		新興国株式インデックス マザーファンド
	債券※1	国内債券インデックス マザーファンド
		外国債券インデックス マザーファンド
		新興国債券インデックス マザーファンド
	REIT ^{*1}	J-REITインデックス マザーファンド
		グローバルREITインデックス マザーファンド
リスク抑制	為替ヘッジ付先進国債券	先進国ハイインカム入替戦略マザーファンド 為替ヘッジあり
ポートフォリオ*2	金	ゴールドマザーファンド(為替ヘッジあり)

- ※1 株式、債券及びREIT内の各マザーファンド受益証券の構成比は、日本、先進国(日本を除きます。 以下同じ)及び新興国のGDP(Gross Domestic Product(国内総生産))総額の比率(REITは、日本 及び先進国のGDP総額の比率)に基づき定め、原則として年1回見直しを行います。
- ※2 基準価額の下落抑制を目的として委託者が必要と判断した場合には、「リスク抑制ポートフォリオ」を 構成する各マザーファンド受益証券の全部または一部に代えて、コマーシャル・ペーパー等の短期 有価証券及び短期金融商品で運用することがあります。
- ③リスク抑制ポートフォリオの実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を目指します。
- ④資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

2. FOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)

■運用の基本方針

この投資信託は、主として、「短期金融資産 マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券(以下「マザーファンド受益証券」といいます。)への投資を通じて、わが国の短期金融資産等(短期公社債および短期金融商品を含みます。以下同じ。)を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目標として運用を行います。

■主要投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

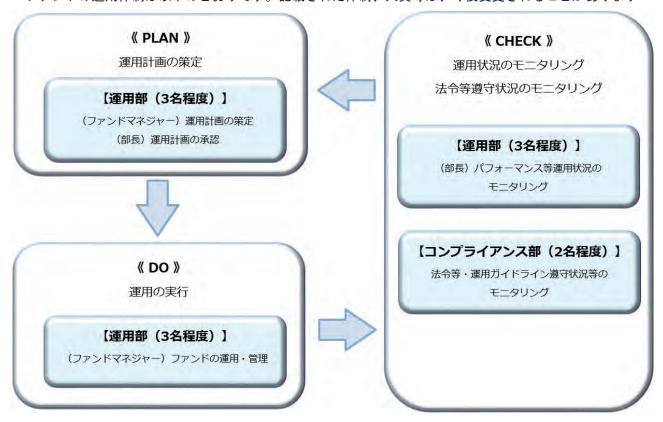
■投資態度

①主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の短期金融資産等を中心に投資を行います。

- ②投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- ③投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、スワップ取引および金利先渡取引を行うことができます。
- ④ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上 記の運用ができない場合があります。

2 運用体制

ファンドの運用体制は以下のとおりです。記載された体制、人員等は、今後変更されることがあります



委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって 遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等に係る業務規則を定め ています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

3 主な投資制限

- ①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ②株式への直接投資は行いません。
- ③外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④デリバティブの直接利用は行いません。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他の詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】投資対象ファンドの主な投資制限

1. FOFs 用世界成長戦略ファンド(適格機関投資家専用)

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ③外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

2. FOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)

- ①株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)の行使により取得したものに限ることとし、株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ②同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ④外貨建資産への投資は行いません。

4 投資リスクについて

(1)ファンドのリスク

- ■当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- ■信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。
- ■投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

①株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

② 為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。なお、主要投資対象ファンドの「リスク抑制ポートフォリオ」における外貨建資産については、原則として為替予約を活用し、為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、完全にヘッジすることはできませんので、外貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジを行う通貨の短期金利と円短期金利を比較して、円短期金利の方が低い場合には、当該通貨と円の金利差相当分のコストがかかりますが、さらに需給要因等によっては金利差相当分を上回るコストがかかる場合があることにご留意ください。

③金利変動リスク

債券の価格は、一般的に金利低下(上昇)した場合は値上がり(値下がり)します。また、発行者の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

④金上場投信の価格変動リスク

金上場投信は、連動目標とする金地金価格の変動の影響を受けます。金市場は、金の需給関係、為替・金利の変動、政府の規制・介入、投機家の参入など様々な要因により変動します。金地金の価格が下落した場合、金上場投信の価格は下がり、基準価額の下落要因となります。

⑤リートの価格変動リスク

リートの価格は、不動産市況(不動産稼働率、賃貸料、不動産価格等)、金利変動、社会情勢の変化、関係法令・各種規制等の変更、災害等の要因により変動します。また、リート及びリートの運用会社の業績、財務状況の変化等により価格が変動し、基準価額の変動要因となります。

⑥信用リスク

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

⑦カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、またはそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。

⑧流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、 基準価額の下落要因となる可能性があります。

※当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

くその他の留意点>

- ①同じ投資対象ファンドに投資する他のファンドによる追加設定や一部解約等があり、投資対象ファンドにおいて 有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。
- ②分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

- ③ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ④ファンドは、大量の換金申込みが発生し短期間で換金代金を手当てする必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止・取消となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(2)リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

運用部門から独立したコンプライアンス部が、運用に関するリスク管理(流動性リスク管理を含む)と法令等遵守 状況のモニタリングを担当し、定期的に代表取締役社長(流動性リスクに関しては取締役会)に報告します。

3. その他の詳細情報

1 スマート・ブレンダー(適格機関投資家専用)の投資対象

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります)の種類は、次に掲げるものとします。

- イ. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び 投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものを いいます。以下同じ。)
 - 1.有価証券
 - 2.金銭債権
 - 3.約束手形
- ロ. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - 1.為替手形
- ②有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が運用する「FOFs 用世界成長戦略ファンド(適格機関投資家専用)」及び「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資するほか、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1.コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
- 2.外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、上記 1 の証券の性質を有するもの
- 3.国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。)
- 4.外国法人が発行する譲渡性預金証書

5.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、上記3の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)及び債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

③金融商品の指図範囲

イ. 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券の ほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条 第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号 に掲げる権利を含みます。)により運用することを指 図することができます。

1.預金

2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3.コール・ローン

4.手形割引市場において売買される手形

- ロ. 上記②の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、 償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運 用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記 イ. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④当ファンドが、当ファンドの純資産総額の 10%を超えて投資する可能性のある投資対象ファンドの概要は、「2. 投資方針および投資リスク」の「1 投資方針と主な投資対象」および「3 主な投資制限」に記載されている通りです。

2 スマート・ブレンダー(適格機関投資家専用)の投資制限

<約款に定める投資制限>

- イ. 投資信託証券への投資割合 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ロ. 株式への投資 株式への直接投資は行いません。
- ハ. 外貨建資産への投資 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 二. デリバティブの利用デリバティブの直接利用は行いません。
- ホ. 公社債の借入れの指図、目的及び範囲
- (イ)委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ)上記(イ)の借入れの指図は、当該借入れに係る公社 債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内 とします。
- (ハ)投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ) の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の 純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社 は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社 債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二)上記(イ)の借入れに係る品借料は、投資信託財産中から支弁します。

へ. 資金の借入れ

(イ)委託会社は、投資信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当(一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- (ハ)収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二)借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。
- ト. 信用リスク集中回避のための投資制限 委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に定め る一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクス ポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信 託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞ れ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超え ることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の 規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととし ます。

<その他の投資制限>

イ. 当ファンドでは直接デリバティブ取引等(金融商品取引法 第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、 新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしく は証書にかかる取引及び選択権付債券売買を含みま す。)は行いませんが、投資対象ファンドでデリバティブ取 引等を行う場合、一般社団法人投資信託協会規則に定 める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の 純資産総額を超えないものとします。

4. 運用状況

1 投資状況(2021年11月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	1,169,568,918	97.54
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	_	29,470,720	2.46
合計(純資産総額)		1,199,039,638	100.00

⁽注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

2 投資資産(2021年11月30日現在)

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資 比率 (%)
日本		FOFs 用世界成長戦略ファンド (適格機 関投資家専用)	1,114,502,503	1.0604	1,181,858,688	1.0494	1,169,558,926	97.54
		FOFs 用短期金融資産ファンド (適格機 関投資家専用)	10,137	0.9859	9,994	0.9857	9,992	0.00

⁽注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

口.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.54
合計	97.54

⁽注)投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません

3 運用実績(2021年11月30日現在)

①【純資産の推移】

		純資産総額(円)		1 万口当たり	純資産額(円)
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末	(2021年10月26日)	1,000,497,898	1,000,497,898	10,089	10,089
	2021年 6月末日	2,999,950	_	10,000	_
	7月末日	85,100,135	_	9,989	_
	8月末日	503,905,523	_	10,018	_
	9月末日	796,521,645	_	9,896	_

⁽注2)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

スマート・ブレンダー (適格機関投資家専用)

10 月末日	1,010,751,900	_	10,101	_
11 月末日	1,199,039,638	_	9,989	_

②【分配の推移】

	期間	1 万口当たりの分配金(円)
第1期計算期間	2021年6月29日~2021年10月26日	0

③【収益率の推移】

	期間	収益率(%)
第1期計算期間	2021年6月29日~2021年10月26日	0.9

⁽注 1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に 100 を乗じて得た数字です。

⁽注 2)小数第 2 位を四捨五入しております。

Ⅱ 財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ 投資信託(ファンド)の経理状況」の「1. 財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。

「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託(ファンド)の経理状況」中の「1. 財務諸表」については、有限責任監査法人トーマツによる監査証明を受けており、監査報告書は「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託(ファンド)の経理状況」に添付されております。

(1)【貸借対照表】

	(単位:円)
	第1期
	(2021年10月26日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	31,226,589
投資信託受益証券	969,868,682
流動資産合計	1,001,095,271
資産合計	1,001,095,271
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	38,293
未払委託者報酬	551,375
未払利息	85
その他未払費用	7,620
流動負債合計	597,373
負債合計	597,373
純資産の部	
元本等	
元本	991,654,151
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	8,843,747
(分配準備積立金)	9,701,394
元本等合計	1,000,497,898
純資産合計	1,000,497,898
負債純資産合計	1,001,095,271

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

第1期

自 2021年6月29日

至 2021年10月26日

営業収益	
有価証券売買等損益	10,298,682
営業収益合計	10,298,682
営業費用	
支払利息	3,497
受託者報酬	38,293
委託者報酬	551,375
その他費用	7,620
営業費用合計	600,785
営業利益又は営業損失(Δ)	9,697,897
経常利益又は経常損失(Δ)	9,697,897
当期純利益又は当期純損失(Δ)	9,697,897
期首剰余金又は期首欠損金(△)	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	854,150
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加	854,150
額	004,100
分配金	_
期末剰余金又は期末欠損金(△)	8,843,747
/ - > F - > == -1- T	

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.その他	ファンドの計算期間
	当ファンドの計算期間は原則として、毎年 10 月 27 日から翌年 10 月 26 日までとなってお
	ります。
	ただし、第1期計算期間は信託約款の定めにより、設定日(2021年 6月 29日)から 2021
	年 10 月 26 日までとなっております。

Ⅲ「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託(ファンド)の沿革・投資信託(ファンド)の経理状況の詳細・設定および解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

- I 投資信託(ファンド)の沿革
- Ⅱ 投資信託(ファンド)の経理状況
 - 1. 財務諸表
 - (1)貸借対照表
 - (2)損益及び剰余金計算書
 - (3)注記表
 - (4)附属明細表
 - 2. 投資信託(ファンド)の現況 純資産額計算書
- Ⅲ 設定および解約の実績

I 投資信託(ファンド)の状況

1. 投資信託(ファンド)の性格

1 名 称

財産3分法(適格機関投資家専用)

(以下「ファンド」という場合があります。)

2 目的および基本的性格

主として、不動産、債券、株式に投資を行なう投資信託証券に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長をめざします。

商品分類					
単位型投信• 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)			
単位型投信	国内海	株式債券不動産投信			
追加型投信		その他資産			
	内 外	資産複合			

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇資産複合

目論見書または投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	
株式	年1回	グローバル			
一般	十一四	(含む日本)			
大型株	年2回				
中小型株		日本			
/= v/	年4回	II. ste		4.11	
債券 一般	年6回	北米	ファミリーファンド	あり (部分ヘッジ)	
公債	(隔月)	区欠 州		(ロレン)・・ノン)	
社債	(11.37.37	2011			
その他債券	年 12 回	アジア			
クレジット属性	(毎月)				
()	日々	オセアニア			
不動産投信	117	中南米	ファンド・オブ・	なし	
	その他		ファンズ		
その他資産	()	アフリカ			
(投資信託証券(資					
産複合 資産配分 固定型(株式、債		中近東 (中東)			
券、不動産投信)))		(中東)			
201 - 202 - 201 - 77		エマージング			
資産複合					
()					
資産配分固定型					
資産配分変更型					
	l	l	l		

- (注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。
- ◇その他資産(投資信託証券(資産複合 資産配分固定型(株式、債券、不動産投信)))

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式、債券および不動産投信に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産(収益の源泉)」においては、「資産複合」に分類されます。

「資産配分固定型」とは、目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

◇年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

◇グローバル(含む日本)

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

◇為替ヘッジあり(部分ヘッジ)

目論見書または投資信託約款において、一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいいます。 ※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

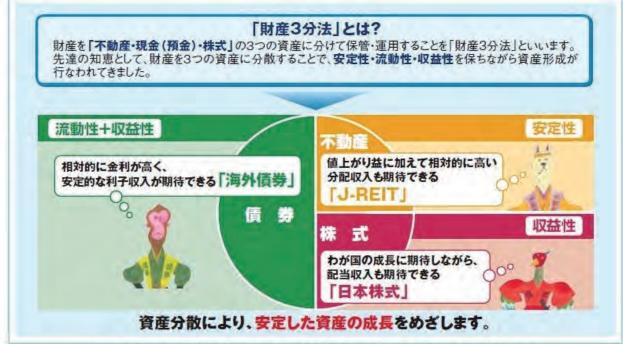
上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームペ

ージ(https://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

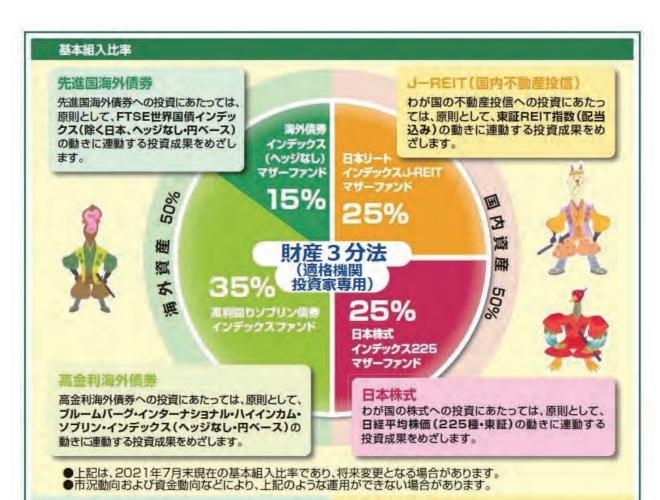
3 特 色

●●● ファンドの特色●●●

- 日 投資信託証券への投資を通じて、 3つの異なる資産(不動産、債券および株式)に分散投資します。
- ○「不動産」、「債券」および「株式」の3つの異なる資産に分散投資を行ない、高いインカム収益の確保を図ると ともに、安定した信託財産の成長をめざします。
- ○当ファンドは、各資産を主要投資対象とする投資信託証券を通じて投資を行なうファンドです。
- ② 原則として、各資産の基本組入比率は 不動産等25%、債券50%、株式25%とします。
 - ○各資産の組入比率の合計は、原則高位を維持します。
 - ※各資産への投資比率については、基本組入比率をベースに各資産の利回り、収益性、流動性および設定・解約状況などを勘案して「不動産等 25%±20%、債券50%±40%、株式25%±20%」の範囲で決定します。



※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。



先進国海外債券

FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権などの知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

源金利海外值等

ブルームパーグ・インターナショナル・ハイインカム・ソブリン・インデックス (ヘッジなし・円ベース)

「Bloomberg®」およびブルームバーダ・インターナショナル・ハイインカム・ソブリン・インデックス(ヘッジなし円ベース)は、ブルームバーグ・ファイナンス・エルビーおよび同インデックスの管理者であるブルームバーグ・ファイナンス・サービス・リミデッドをはじめとする関連会社(以下、総称して「ブルームバーグ」)のサービスマークであり、高利回りソブリン債券インデックスファンドの管理会社(日興AMルクセンブルグエス・エイ)による特定の目的での使用のために使用許諾されています。ブルームバーグは当該ファンドの管理会社とは提携しておらず、また、当該ファンドで源認、支持、レビュー、推奨するものではありません。ブルームバーグは、当該ファンドに関連するいかなるデータもしくは情報の適時性、正確性、または完全性についても保証しません。

J-REIT (国内不動圖從個

東証REIT指数(配当込み)

東証REIT指数(配当込み)は、株式会社東京証券取引所が発表している、東京証券取引所に上場しているJ-REIT全銘柄に投資した場合の投資成果(市場における価格の変動と分配金の受取りを合わせた投資成果)を表す指数です。東京証券取引所に上場しているJ-REIT全銘柄の時価総額加重平均を2003年3月31日を1,000として指数化したものです。同措数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所に帰属します。また、株式会社東京証券取引所同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

日本株式

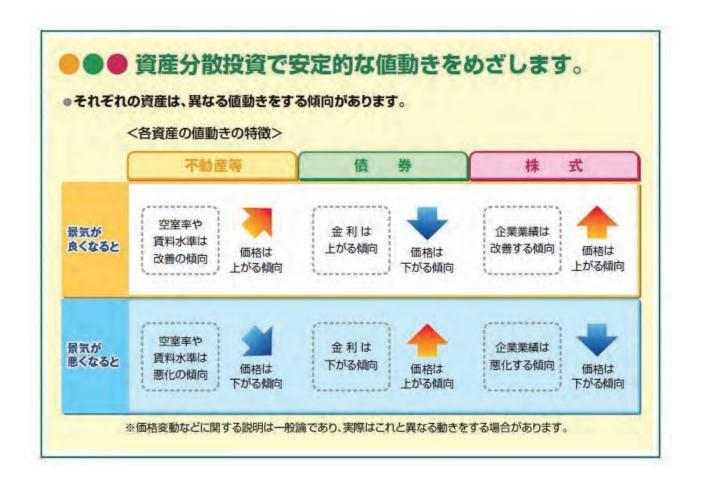
日経平均株価(225種·東証)

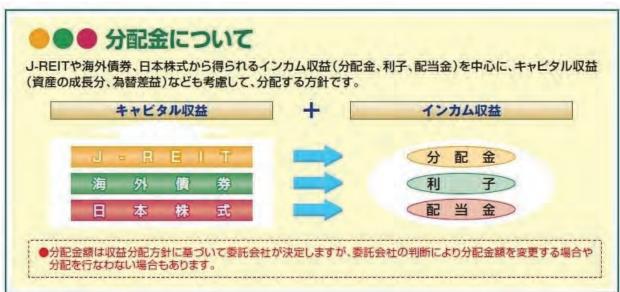
日経平均株価(225種・東証)は、株式会社日本経済新聞社が発表している株価指数で、東京証券取引所第一部上場絡柄*のうち、株式市場を代表する225銘柄を対象に算出されます。同株価指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社日本経済新聞社に帰属します。また、株式会社日本経済新聞社は同株価指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。 *市場区分の見高しを受けて、2022年4月4日以降は、東京証券取引所のプライム市場上場終析が減となります。

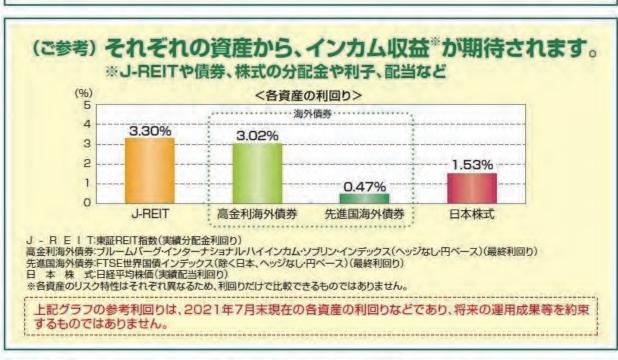
不動産投信(J-REIT)とは・・・



不動産投信とは、投資家などから集めた資金 で不動産などを保有し、そこから生じる賃料 収入や売却益などを投資家に分配する商品 です。安定した利回りや、相対的に高い分配 収入が期待できるとされています。通常、金融 商品取引所で株式と同様に売買されます。





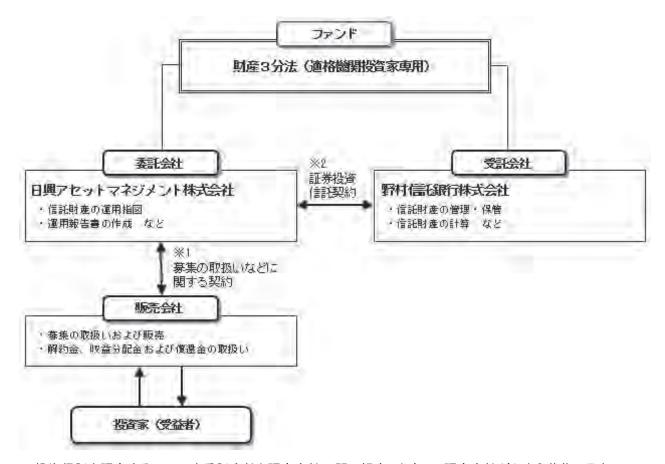




(主な投資制限) ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。 ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(分配方針) ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわない場合があります。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

4 仕組み



- ※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、 収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- ※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

主として、別に定める投資信託証券の一部、またはすべてに投資を行ない、高いインカム収益の確保を図るとともに、安定した信託財産の成長をめざします。

・原則として、ファンドが実質的に保有する以下に掲げる資産の信託財産の純資産総額に対する割合が、それ ぞれ以下に定める範囲内となるよう投資を行ないます。

「不動産等(不動産、不動産の賃借権、地上権およびこれらのものを信託する 25%±20% 信託の受益権または匿名組合出資持分をいいます。)」

「債券」 …… 50%±40%

「株式」 …… 25%±20%

- ・投資信託証券の合計組入比率は、高位を保つことを原則とします。各投資信託証券への投資比率は、原則として、各資産毎の利回り水準や市況動向、資金動向などを勘案して決定します。
- ・なお、別に定める投資信託証券については、収益機会の追求やリスクの分散などを目的として、適宜見直しを 行ないます。この際、定性評価や定量評価などを勘案のうえ、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定さ れていた投資信託証券を外したりする場合があります。
- また、外貨建ての投資信託証券に投資することがあります。
- ・ファンドが実質的に保有する外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なう場合があります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準になったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

投資対象の詳細につきましては「3. その他の詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】投資対象とする投資信託証券の投資方針と主な投資対象

日本リートインデックスJーREITマザーファンド

- ・主として、東京証券取引所に上場する不動産投資信託証券に投資を行ない、東証REIT指数(配当込み)*の動きに連動した投資成果をめざします。
- 不動産投資信託証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準 となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
- * 東証REIT指数(配当込み)は、株式会社東京証券取引所が発表している、東京証券取引所に上場しているJ-REIT全銘柄に投資した場合の投資成果(市場における価格の変動と分配金の受取りを合わせた投資成果)を表す指数です。東京証券取引所に上場しているJ-REIT全銘柄の時価総額加重平均を 2003 年3月31日を 1,000 として指数化したものです。

同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所に帰属します。また、 株式会社東京証券取引所は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

海外債券インデックス(ヘッジなし)マザーファンド

- ・主として世界各国の債券に投資し、FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)*の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。
- ・運用の効率化をはかるため、債券先物取引や外国為替予約取引などを活用することがあります。このため、 債券の組入総額と債券先物取引などの買建玉の時価総額の合計額および外貨建資産の組入総額と外国 為替予約取引などの買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ・外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
- *FTSE 世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLC は、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権などの知的財産その他一切の権利は FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

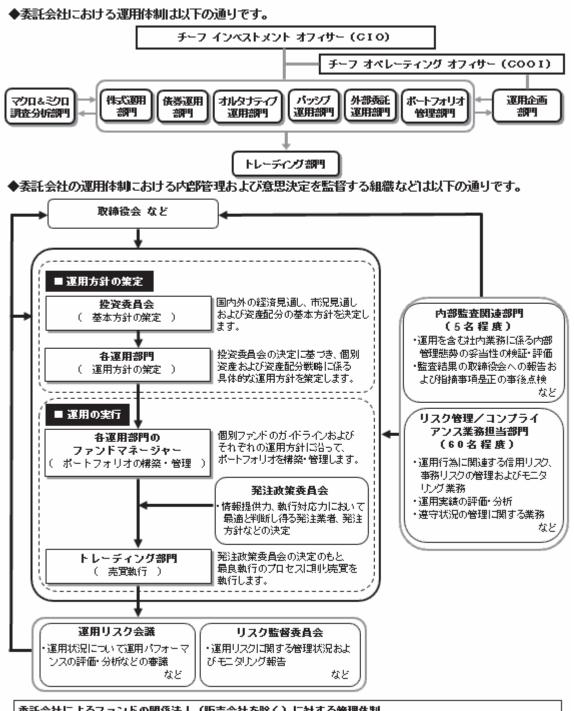
高利回りソブリン債券インデックスファンド(ルクセンブルグ籍円建外国投資信託)

- ・主として、ブルームバーグ・インターナショナル・ハイインカム・ソブリン・インデックス(ヘッジなし・円ベース)* の構成国のソブリン債券に投資を行ない、当該指数に連動する投資成果をめざします。
- ・原則として、高利回りの7ヵ国(少なくとも2ヵ国は先進国)のソブリン債券へ投資します。
- *「Bloomberg」およびブルームバーグ・インターナショナル・ハイインカム・ソブリン・インデックス(ヘッジなし・円ベース)は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよび同インデックスの管理者であるブルームバーグ・インデックス・サービス・リミテッドをはじめとする関連会社(以下、総称して「ブルームバーグ」)のサービスマークであり、高利回りソブリン債券インデックスファンドの管理会社(日興 AM ルクセンブルグ・エス・エイ)による特定の目的での使用のために使用許諾されています。ブルームバーグは当該ファンドの管理会社とは提携しておらず、また、当該ファンドを承認、支持、レビュー、推奨するものではありません。ブルームバーグは、当該ファンドに関連するいかなるデータもしくは情報の適時性、正確性、または完全性についても保証しません。

日本株式インデックス225マザーファンド

- ・主としてわが国の株式に投資し、日経平均株価(225 種・東証)*の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。
- ・運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引などを活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引などの買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ・株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準 となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
- *日経平均株価(225 種・東証)は、株式会社日本経済新聞社が発表している株価指数で、東京証券取引所 第一部上場銘柄^{**}のうち、株式市場を代表する 225 銘柄を対象に算出されます。
 - 同株価指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社日本経済新聞社に帰属します。 また、株式会社日本経済新聞社は同株価指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有してい ます。
 - ※市場区分の見直しを受けて、2022 年 4 月 4 日以降は、東京証券取引所のプライム市場上場銘柄が対象 となります。

2 運用体制



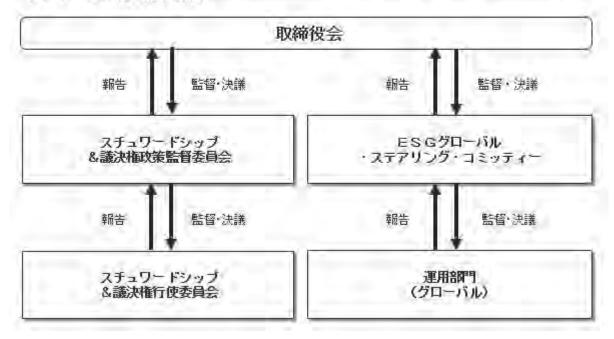
委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手 続きで受託業務について監査を行なっており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

◆投資家としてのESG/フィデューシャリー・デューティー

ESG(環境、社会、企業統治)やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行なうこととしています。

(スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占める メンバーで構成されています)



※上記の体制等は2021年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 主な投資制限

ファンドの法令および投資信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。

- ・投資信託証券、短期社債等(社債、株式等の振替に関する法律第 66 条第1号に規定する短期社債、同法 第 117 条に規定する相互会社の社債、同法第 118 条に規定する特定社債および同法第 120 条に規定する 特別法人債をいいます。)、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行 ないません。
- ・有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。
- ・投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他の詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】投資対象とする投資信託証券の主な投資制限

日本リートインデックスJーREITマザーファンド

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は 行ないません。
- ・有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。
- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資は行ないません。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

海外債券インデックス(ヘッジなし)マザーファンド

- 株式への投資は行ないません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により 算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

高利回りソブリン債券インデックスファンド(ルクセンブルグ籍円建外国投資信託)

- ・株式への投資は行ないません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

日本株式インデックス225マザーファンド

- 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資は行ないません。
- ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により 算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

4 投資リスクについて

- ・当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。
- ・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に不動産投信、債券および株式を実質的な投資対象としますので、不動産投信、債券および株式の価格の下落や、不動産投信、債券および株式の発行体の財務状況や業績の悪化、不動産の市況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

- ・一般に不動産投信は、不動産や不動産証券化商品に投資して得られる収入や売却益などを収益源としており、不動産を取り巻く環境や規制、賃料水準、稼働率、不動産市況や長短の金利動向、マクロ経済の変化など様々な要因により価格が変動します。また、不動産の老朽化や立地条件の変化、火災、自然災害などに伴なう不動産の滅失・毀損などにより、その価格が影響を受ける可能性もあります。不動産投信の財務状況、業績や市況環境が悪化する場合、不動産投信の分配金や価格は下がり、ファンドに損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。
- ・一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。 また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

② 流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

③ 信用リスク

- ・不動産投信が支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合、ファンドにも 重大な損失が生じるリスクがあります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が 廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も不動産投信の価格は下がり、ファンドにおいて 重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて利回りが高い反面、価格変動が大きく、デフォルトが生じるリスクが高まる場合があります。
- ・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト(債務不履行)や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

・一部の資産を除き、原則として、為替ヘッジを行なわないため、外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

- ・一部の資産において、為替ヘッジを行なうにあたっては、円の金利が為替ヘッジを行なう通貨の金利より低い場合、この金利差に相当するヘッジコストが発生します。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴なうヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。
- ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。
- ⑤ カントリー・リスク
 - ・投資対象国における非常事態など(金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や 資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)を含む市況動向や 資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができな い場合があります。
 - ・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。
 - ・ファンドの投資対象資産が上場または取引されている諸国の税制は各国によって異なります。また、それらの諸国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、ファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。
- ※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

<その他の留意事項>

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

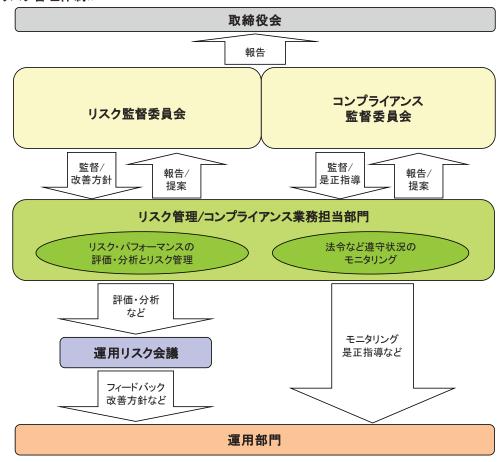
証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

- •投資対象とする投資信託証券に関する事項
- ◇諸事情により、投資対象とする投資信託証券(マザーファンドが投資対象とする投資信託証券を含みます。) にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。
- ◇ファンドが投資対象とする投資信託証券(マザーファンドを含みます。)と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴なう資金流出入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ・解約によるファンドの資金流出に伴なう基準価額変動に関する事項
- 一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。
- ・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項 ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑 義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。
- ・運用制限や規制上の制限に関する事項

関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項 ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。 委託会社における投資リスクの管理体制は以下の通りです。

≪リスク管理体制≫



■全社的リスク管理

委託会社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理/コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。委託会社における法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク(運用リスク、事務リスク、システムリスクなど)に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスクの管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスクの管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を 行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正 指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記の体制等は2021年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3. その他の詳細情報

1 財産3分法(適格機関投資家専用)の投資対象

- ① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1)有価証券
 - 2)金銭債権
 - 3)約束手形
 - 4)為替手形
- ② 主として、別に定めるマザーファンドの受益証券および別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することができます。
 - 1)短期社債等(社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー
 - 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、

- 1)の証券の性質を有するもの
- 3) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条 第1項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益 証券に限ります。)
- ③ 次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することができます。
 - 1)預金
 - 2)指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3)コール・ローン
 - 4)手形割引市場において売買される手形
- ④ 次の取引ができます。
 - 1)外国為替予約取引
 - 2)資金の借入

2 財産3分法(適格機関投資家専用)の投資制限

<約款に定める投資制限>

- 1)投資信託証券、短期社債等(社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- 2)有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価 証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。
- 3)投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 4) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- 5)信託財産に属する外貨建資産の時価総額と投資信託 証券またはマザーファンドの信託財産に属する外貨建 資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額 について、当該外貨建資産の為替へッジのため、外国 為替の売買の予約を指図することができます。
- 6)信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴なう支払資金の手当て(解約に伴なう支払資金の手当て(解約に伴なう支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額お

よび借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

- イ)解約に伴なう支払資金の手当てにあたっては、解 約金の支払資金の手当てのために行なった有価 証券等の売却または解約等ならびに有価証券等 の償還による受取りの確定している資金の額の範 囲内
- ロ)再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てに あたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
- ハ)借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産 総額の範囲内
- 二)解約に伴なう支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ホ)再投資に係る収益分配金の支払資金の手当ての ための借入期間は、信託財産から収益分配金が 支弁される日からその翌営業日までとします。

4. 運用状況

以下の運用状況は 2021 年 8月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

1 投資状況

資産の種類	国•地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ルクセンブルク	82,902,170	33.35
親投資信託受益証券	日本	159,564,952	64.19
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	_	6,133,505	2.47
合計(純資産総額)		248,600,627	100.00

2 投資資産

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国· 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ルクセン ブルク	投資信託受益 証券	高利回りソブリン債券インデックスファン ド	74,693,369	1.18	88,258,589	1.1	82,902,170	33.35
日本	親投資信託受 益証券	日本株式インデックス225マザーファンド	21,425,936	2.8843	61,799,502	2.8862	61,839,536	24.88
日本		日本リートインデックスJ-REITマザー ファンド	22,551,154	2.7046	60,992,706	2.7068	61,041,463	24.55
日本		海外債券インデックス(ヘッジなし)マザ ーファンド	14,324,074	2.5573	36,631,552	2.5610	36,683,953	14.76

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)	
投資信託受益証券	33.35	
親投資信託受益証券	64.19	
숨 計	97.53	

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

3 運用実績

①【純資産の推移】

期別	純資産総額	頁(百万円)	1 口当たり純資産額(円)		
以 17川	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き	
2021 年 5 月末日	13	_	1.0050	_	
6 月末日	25	_	1.0141	_	
7 月末日	188		1.0031	_	
8 月末日	248		1.0076	_	

②【分配の推移】

該当事項はありません。

③【収益率の推移】

該当事項はありません。

Ⅱ 財務ハイライト情報

当ファンドの第1期計算期間に関する財務諸表は、2022年7月11日の第1期計算期間終了後、3ヵ月以内に作成される予定です。

Ⅲ「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託(ファンド)の沿革・投資信託(ファンド)の経理状況の詳細・設定および解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

- I 投資信託(ファンド)の沿革
- Ⅱ 投資信託(ファンド)の経理状況
 - 1. 財務諸表
 - (1)貸借対照表
 - (2)損益及び剰余金計算書
 - (3)注記表
 - (4)附属明細表
 - 2. 投資信託(ファンド)の現況 純資産額計算書
- Ⅲ 設定および解約の実績

MEMO ______

I 投資信託(ファンド)の状況

1. 投資信託(ファンド)の性格

1 名 称

The GDP(適格機関投資家専用)

(以下「当ファンド」ということがあります。)

2 目的および基本的性格

当ファンドは、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 <商品分類>

	商品分類			属性区分			
単位型・	投資対象地域	投資対象資産	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型		(収益の源泉)					
追加型投信	内外	株式	その他資産	年1回	グローバル	ファンド・	なし
			((注))		(日本を含む)	オブ・	
						ファンズ	

(注)投資信託証券(株式 一般)

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ https://www.toushin.or.jp/をご覧ください。 ※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

3 特 色



主として、日本、先進国(日本を除く)および新興国の株式に投資します。

- ●「世界株式ファンド(適格機関投資家専用)」(以下「主要投資対象ファンド」)への投資を通じて、主として、世界の株式(DR (預託証券)を含みます。)に投資します。
- ●主要投資対象ファンドの投資先である各マザーファンドは、各投資対象市場の代表的な指数(インデックス)への連動をめざす運用をおこないます。
- ●投資対象ファンドおよび各マザーファンドの運用は、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社がおこないます。
- ●「FOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」にも投資します。
- 原則として、為替ヘッジはおこないません。



DR(預託証券)とは

ある国の企業の株式を海外でも流通させるために、その会社の株式を銀行等に預託し、その代替として海外で発行する証券のことで、株式と同様に取引所等で取引されます。

三井住友トラスト・アセットマネジメント について

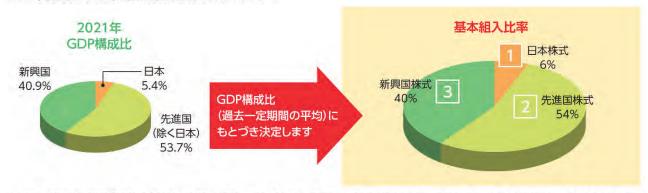
三井住友トラスト・アセットマネジメントは、日本で屈指の機関投資家である三井住友トラスト・グループの資産運用ビジネスの中核をなす運用会社です。2018年10月1日に三井住友信託銀行の資産運用事業を統合し、運用資産残高が約85兆円規模*の日本およびアジアで最大級の運用会社となりました。これまで両社が培ってきた資産運用業務の強みを融合し、商品の開発力と運用力、世界各地に広がるビジネスネットワーク、きめの細かいサポート力、これらすべての力を活かして多様なお客さまの想いにお応えしています。

※2021年9月末時点の運用資産残高(時価ベース)です。



基本組入比率は、日本、先進国(日本を除く)および 新興国のGDP(国内総生産)総額の比率にもとづき決定します。

- 組入比率には一定の変動許容幅を設けます。
- 基本組入比率は年1回見直しをおこないます。



(出所)IMF「世界経済見通し2021年10月」のデータ(2021年のデータは予測値)をもとにスカイオーシャン・アセットマネジメント作成 ※GDP構成比は端数処理の関係で合計値が100%とならない場合があります。

※上記の基本組入比率は、2021年10月29日現在の主要投資対象ファンドにおける基本組入比率であり、実際の組入比率と異なる場合があります。

	資産	インデックス
	日本株式	TOPIX(東証株価指数)*1
	先進国株式	MSCIコクサイ・インデックス(円ベース)*2
3	新興国株式	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)*3

- ※1 「TOPIX(東証株価指数)」とは、株式会社東京証券取引所(以下「東証」)が算出、公表する指数で、東京証券取引所市場第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象とした時価総額加重型の株価指数です。同指数は、東証の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東証が有しています。なお、東証は、ファンドの設定または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
 - 2022年4月4日に東証は、「市場第一部・市場第二部・マザーズ・JASDAQ(スタンダード・グロース)」の4つの市場区分を「プライム市場・スタンダード市場・グロース市場」の3つの市場区分に見直すこととしております。これに伴い東証の市場区分に関する記載内容を変更する予定です。詳細は日本取引所グループのホームページをご確認ください。
- ※2 「MSCIコクサイ・インデックス (円ベース)」とは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。同指数に関する著作権等の知的財産権およびその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ※3 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式 時価総額をベースに算出されます。「円換算ベース」は、米ドルベース指数をもとに、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会 社が独自に円換算した指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権およびその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。 また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

主要投資対象ファンドの運用プロセス

ファンドマネージャーは基本組入比率にもとづき、各資産のマザーファンドへ資金を配分し、値動き等によって一定以上乖離した場合は、リバランスをおこないます。

ポートフォリオ構築

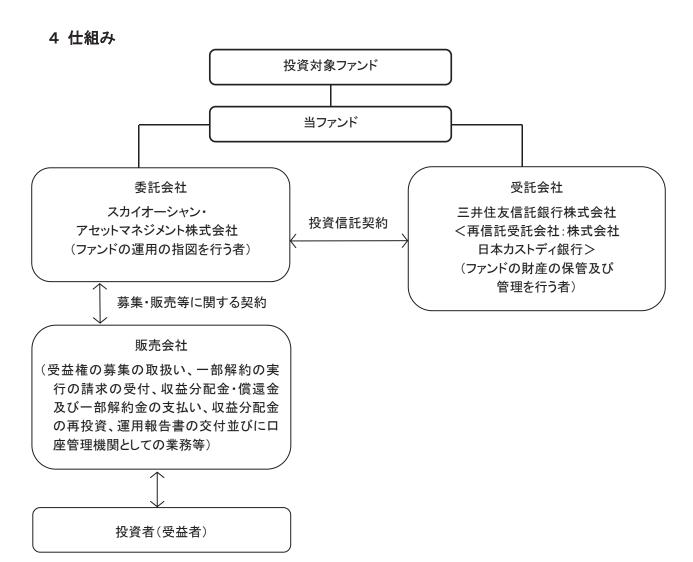
■基本組入比率に従って、各資産のマザーファンドへ資金を配分

リバランス実施

■資産組入比率が基本組入比率から一定以上乖離した場合、リバランスを実施

※上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。



2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

①基本方針

当ファンドは、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

なお、投資対象とするファンドは、当該ファンドの投資対象資産及び投資手法等を考慮して選定しております。

②投資対象

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が運用する「世界株式ファンド(適格機関投資家専用)」(以下「主要投資対象ファンド」といいます。)を主要投資対象とします。

この他、「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」にも投資します。

なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。

③投資態度

- イ.主要投資対象ファンドへの投資を通じて、日本、先進国及び新興国の株式(DR(預託証券)を含みます。)に投資します。
 - ・主要投資対象ファンドにおいて、主として、「国内株式インデックス マザーファンド」、「外国株式インデックス マザーファンド」、「新興国株式インデックス マザーファンド」の受益証券(以下総称して「マザーファンド受益証券」といいます。)に投資します。
 - ・各マザーファンド受益証券の基本組入比率は、日本、先進国(日本を除きます。)、新興国の GDP (Gross Domestic Product(国内総生産))総額の比率に基づき決定します。また、各マザーファンド受益証券の組入比率には一定の変動許容幅を設けます。
 - ・各マザーファンド受益証券の基本組入比率は、年1回見直しを行います。
 - ・各マザーファンドは、インデックスの動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

マザーファンド	インデックス
国内株式インデックス マザーファンド	TOPIX(東証株価指数)
外国株式インデックス マザーファンド	MSCI コクサイ・インデックス(円ベース)
新興国株式インデックス マザーファンド	MSCI エマージング・マーケット・インデックス
	(円換算ベース)

- ロ.主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。
- ハ.主要投資対象ファンドを通じた組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 二.資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

投資対象の詳細につきましては「3. その他の詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】投資対象ファンドの投資方針と主な投資対象

1. 世界株式ファンド(適格機関投資家専用)

■運用の基本方針

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

■主要投資対象

「国内株式インデックス マザーファンド」、「外国株式インデックス マザーファンド」及び「新興国株式インデックス マザーファンド」の受益証券(以下総称して「マザーファンド受益証券」といいます。)を主要投資対象とします。

■投資態度

- ①各マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本、先進国及び新興国の株式(DR(預託証券) を含みます。以下同じ。)に投資します。
- ②各マザーファンド受益証券の基本組入比率は、日本、先進国(日本を除きます。)及び新興国の GDP (Gross Domestic Product(国内総生産))総額の比率に基づき決定します。また、各マザーファンド受益証券の組入比率には一定の変動許容幅を設けます。
- ③各マザーファンド受益証券の基本組入比率は、年1回見直しを行います。
- ④各マザーファンドは、インデックスの動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

マザーファンド	インデックス
国内株式インデックス マザーファンド	TOPIX(東証株価指数)
外国株式インデックス マザーファンド	MSCI コクサイ・インデックス (円ベース)
新興国株式インデックス マザーファンド	MSCI エマージング・マーケット・インデックス
	(円換算ベース)

- ⑤実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。
- ⑥資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用 ができない場合があります。

2. FOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)

■運用の基本方針

この投資信託は、主として、「短期金融資産 マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券(以下「マザーファンド受益証券」といいます。)への投資を通じて、わが国の短期金融資産等(短期公社債および短期金融商品を含みます。以下同じ。)を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目標として運用を行います。

■主要投資対象

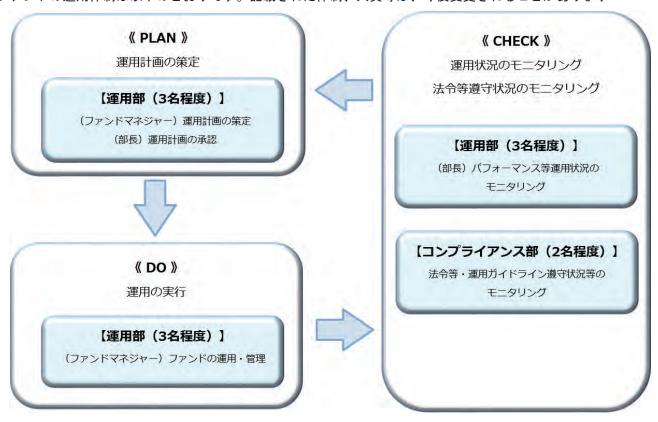
マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

■投資態度

- ①主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の短期金融資産等を中心に投資を行います。
- ②投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- ③投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、スワップ取引および金利先渡取引を行うことができます。
- ④ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上 記の運用ができない場合があります。

2 運用体制

ファンドの運用体制は以下のとおりです。記載された体制、人員等は、今後変更されることがあります



委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって 遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等に係る業務規則を定め ています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

3 主な投資制限

- ①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ②株式への直接投資は行いません。
- ③外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④デリバティブの直接利用は行いません。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他の詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】投資対象ファンドの主な投資制限

1. 世界株式ファンド(適格機関投資家専用)

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ③外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

2. FOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)

- ①株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)の行使により取得したものに限ることとし、株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ②同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ④外貨建資産への投資は行いません。

4 投資リスクについて

(1)ファンドのリスク

- ■当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- ■信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。
- ■投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

①株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

② 為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

③信用リスク

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

4)カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。

⑤流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、 基準価額の下落要因となる可能性があります。

※当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

- ①同じ投資対象ファンドに投資する他のファンドによる追加設定や一部解約等があり、投資対象ファンドにおいて 有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。
- ②分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

- ③ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ④ファンドは、大量の換金申込みが発生し短期間で換金代金を手当てする必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止・取消となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(2)リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

運用部門から独立したコンプライアンス部が、運用に関するリスク管理(流動性リスク管理を含む)と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、定期的に代表取締役社長(流動性リスクに関しては取締役会)に報告します。

3. その他の詳細情報

1 The GDP(適格機関投資家専用)の投資対象

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります)の種類は、次に掲げるものとします。

- イ. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び 投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものを いいます。以下同じ。)
 - 1.有価証券
 - 2.金銭債権
 - 3.約束手形
- ロ. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - 1.為替手形
- ②有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が運用する「世界株式ファンド(適格機関投資家専用)」及び「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資するほか、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1.コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
- 2.外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、上記 1 の証券の性質を有するもの
- 3.国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。)
- 4.外国法人が発行する譲渡性預金証書

5.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1 項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限 ります。)

なお、上記3の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)及び債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

③金融商品の指図範囲

イ. 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券の ほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2 条 第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号 に掲げる権利を含みます。)により運用することを指 図することができます。

1.預金

きます。

2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。) 3コール・ローン

4.手形割引市場において売買される手形

- ロ. 上記②の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、 償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運 用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記 イ. に掲げる金融商品により運用することの指図がで
- ④ 当ファンドが、当ファンドの純資産総額の 10%を超えて投資する可能性のある投資対象ファンドの概要は、「2.投資方針および投資リスク」の「1投資方針と主な投資対象」および「3主な投資制限」に記載されている通りです。

2 The GDP(適格機関投資家専用)の投資制限

<約款に定める投資制限>

- イ. 投資信託証券への投資割合 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ロ. 株式への投資 株式への直接投資は行いません。
- ハ. 外貨建資産への投資 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 二. デリバティブの利用デリバティブの直接利用は行いません。
- ホ. 公社債の借入れの指図、目的及び範囲
- (イ)委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ)上記(イ)の借入れの指図は、当該借入れに係る公社 債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内 とします。
- (ハ)投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二)上記(イ)の借入れに係る品借料は、投資信託財産中から支弁します。

へ. 資金の借入れ

(イ)委託会社は、投資信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当(一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- (ハ)収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二)借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。
- ト. 信用リスク集中回避のための投資制限 委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の

規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととし

<その他の投資制限>

ます。

イ. 当ファンドでは直接デリバティブ取引等(金融商品取引法 第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、 新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしく は証書にかかる取引及び選択権付債券売買を含みま す。)は行いませんが、投資対象ファンドでデリバティブ取 引等を行う場合、一般社団法人投資信託協会規則に定 める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の 純資産総額を超えないものとします。

4. 運用状況

1 投資状況(2021年11月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	1,456,251,759	97.77
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	_	33,265,766	2.23
合計(純資産総額)	1,489,517,525	100.00	

⁽注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

2 投資資産(2021年11月30日現在)

イ.評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円)	投資 比率 (%)
日本		世界株式ファンド(適格機関投資家専 用)	1,011,559,994	1.4225	1,438,960,000	1.4396	1,456,241,767	97.77
日本		FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機 関投資家専用)	10,137	0.9864	10,000	0.9857	9,992	0.00

⁽注 1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

口.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.77
合計	97.77

⁽注)投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

3 運用実績(2021年11月30日現在)

①【純資産の推移】

	純資産総	総額(円)	1 万口当たり	純資産額(円)
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
2021 年 6 月末日	2,999,954		10,000	_
7月末日	168,494,810		9,683	_
8月末日	557,426,672		9,802	_
9月末日	1,000,977,921	_	9,774	_
10 月末日	1,233,604,275	_	10,244	_
11 月末日	1,489,517,525	_	10,001	_

⁽注2)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

⁽注 2)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

②【分配の推移】

該当事項はありません。

③【収益率の推移】

該当事項はありません。

Ⅱ 財務ハイライト情報

当ファンドの第 1 期計算期間に関する財務諸表は、2022 年 4 月 15 日の第 1 期計算期間終了後、3 ヵ月以内に作成される予定です。

Ⅲ「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託(ファンド)の沿革・投資信託(ファンド)の経理状況の詳細・設定および解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

- I 投資信託(ファンド)の沿革
- Ⅱ 投資信託(ファンド)の経理状況
 - 1. 財務諸表
 - (1)貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3)注記表
 - (4)附属明細表
 - 2. 投資信託(ファンド)の現況 純資産額計算書
- Ⅲ 設定および解約の実績

I 投資信託(ファンド)の状況

1. 投資信託(ファンド)の性格

1 名 称

インデックスファンド NASDAQ100(適格機関投資家専用)

(以下「ファンド」という場合があります。)

2 目的および基本的性格

主として、米国の金融商品取引所に上場する株式に投資を行ない、米国の株式市場を代表する指数の動きに連動した投資成果をめざします。

	商品分類					
単位型投信· 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類			
	国内	株式				
単位型投信		債 券	インデックス型			
	海外	不動産投信				
追加型投信	内外	その他資産 ()	特殊型			
		資産複合				

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇インデックス型

目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいいます。

		属性	区分		
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式	年1回	グローバル			
大型株 中小型株	年2回	日本			
	年4回	北米			日経 225
債券			ファミリーファンド	あり	
一般 公債	年6回 (隔月)	欧州		()	
社債		アジア			
その他債券	年 12 回				TOPIX
クレジット属性 ()	(毎月)	オセアニア			
	日々	中南米			
不動産投信			ファンド・オブ・フ	なし	
	その他	アフリカ	ァンズ		その他
その他資産	()				(NASDAQ100 指
(投資信託証券(株		中近東			数(円換算べー
式 一般))		(中東)			ス))
資産複合		エマージング			
()					
資産配分固定型 資産配分変更型					

- (注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。
- ◇その他資産(投資信託証券(株式 一般))

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産(収益の源泉)」においては、「株式」に分類されます。

◇年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

◇北米

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。

◇為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームペ

ージ(https://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

3 特 色



米国の金融商品取引所に上場している株式などを 主要投資対象とします。

- ◆主に「インデックス マザーファンド NASDAQ100」に投資を行なうファミリーファンド方式 で運用を行ないます。
 - ※マザーファンドにおいて、NASDAQ100指数への連動をめざすETF(上場投資信託)などへ投資を行なう場合があります。 また、株価指数先物取引などを活用することがあります。
- ◆原則として、為替ヘッジは行ないません。



「NASDAQ100指数(円換算ベース*)」の動きに 連動する投資成果をめざします。 *公表指数をもとに日興アセットマネジメントが円換算します。

- ◆NASDAQ100指数は、米国のナスダック市場に上場している企業のうち、金融業を除いた時価総額上位100社の株式で構成される株価指数です。
 - ※連動をめざす対象指数(ベンチマーク)については、当ファンドの商品性および運用上の効率性などを勘案して、委託会社の判断により変更する場合があります。



- *米国のナスダック市場(全米証券業協会(NASD)が運営する、世界最大級の新興企業 向け株式市場)に上場している企業のうち、金融業を除いた時価総額上位100社 の株式で構成される、調整済時価総額加重型の株価指数です。
- 世界有数のハイテク企業やバイオテクノロジー企業など、最先端技術を有する企業を 多く含みます。
- NASDAQ100指数は、1985年1月31日に算出が開始され、現在の指数値は算出 開始時の値を125として計算されています。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

ファンドの仕組み

当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



■主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

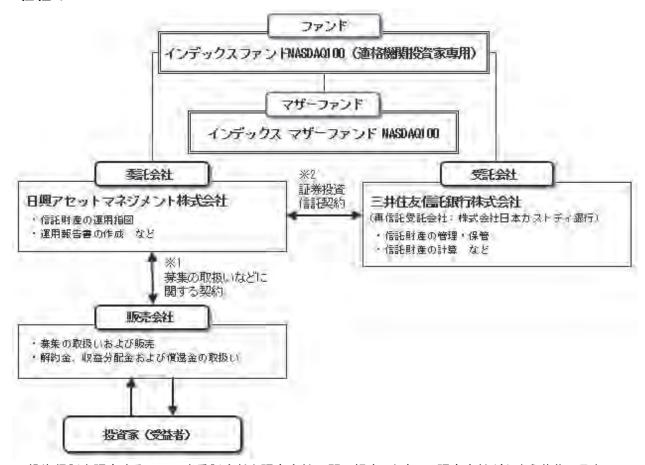
■分配方針

毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

当ファンドは、Nasdag、Inc. またはその関連会社(以下、Nasdag、Inc. およびその関連会社を「株式会社」と総称します。)によって、支援、 推奨、販売または販売促進されるものではありません。株式会社は、ファンドの合法性もしくは適合性について、または当ファンドに関する記 述および開示の正確性もしくは妥当性について認定するものではありません。株式会社は、当ファンドの保有者または公衆一般のいかなる 者に対しても、一般的な証券投資または特に当ファンドへの投資についての妥当性や、NASDAQ-100 Index®の一般的な株式市況へ の追随可能性について、明示的か黙示的かを問わず、何らの表明もしくは保証も行ないません。株式会社と日興アセットマネジメント株式 会社との関係は、Nasdaq®およびNASDAQ-100 Index®の登録商標ならびに株式会社の一定の商号について使用を許諾すること、な らびに、日興アセットマネジメント株式会社または当ファンドとは無関係に、ナスダックが決定、構築および算出を行なうNASDAQ-100 Index®の使用を許諾することに限られます。ナスダックは、NASDAQ-100 Index®の決定、構築および計算に関し、日興アセットマネジメン ト株式会社または当ファンドの保有者の要望を考慮する義務を負いません。株式会社は、当ファンドの発行に関してその時期、価格もしくは その数量の決定について、または当ファンドを換金する際の算式の決定もしくは計算についての責任を負っておらず、また関与をしていませ ん。株式会社は、NASDAQ-100 Index。とそれに含まれるデータの正確性および中断されない算出を保証しません。株式会社は、 NASDAQ-100 Indexwatcはそれに含まれるデータの利用により、日興アセットマネジメント株式会社、当ファンドの保有者またはその他い かなる者もしくは組織に生じた結果についても、明示的か黙示的かを問わず、何らの保証も行ないません。株式会社は、明示的か黙示的か を問わず、何らの保証も行なわず、かつNASDAQ-100 Index®またはそれに含まれるデータの利用に関する、特定の目的または利用のため の市場商品性または適合性については、いかなる保証についても明示的に否認します。上記に限らず、いかなる場合においても、株式会 社は、いかなる逸失利益または特別、付随的、懲罰的、間接的もしくは派生的損害や損失について、たとえもし当該損害等の可能性につき 通知されていたとしても、何らの責任も負いません。

4 仕組み



- ※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、 収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- ※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資 制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

主として、インデックス マザーファンド NASDAQ100 受益証券に投資を行ない、別に定める米国の株式市場を代表する指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性を勘案し、委託会社の判断により決定するものとします。

- ・マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては組入比率を引き下げることもあります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

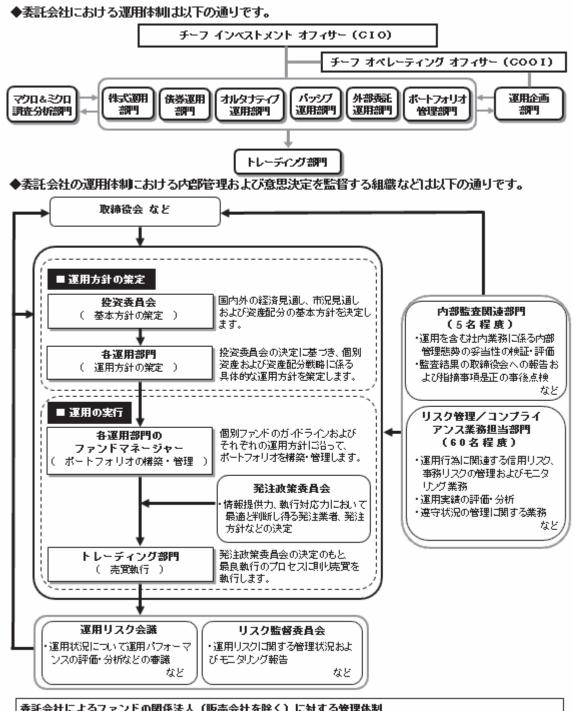
投資対象の詳細につきましては「3. その他の詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

インデックス マザーファンド NASDAQ100

- ・主として、米国の金融商品取引所に上場されている株式(これに準ずるものを含みます。以下同じ。)に投資し、別に定める米国の株式市場を代表する指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。
- ・運用にあたって、対象指数に採用されていない株式についても、運用目的を達成するために有用であると判断される場合は投資を行ないます。また、対象指数に採用されている株式の一部または全部の値動きに連動を目指す上場投資信託証券や債券等に投資する場合もあります。
- ・運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引や外国為替予約取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額および外貨建資産の組入総額と外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準 となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

2 運用体制



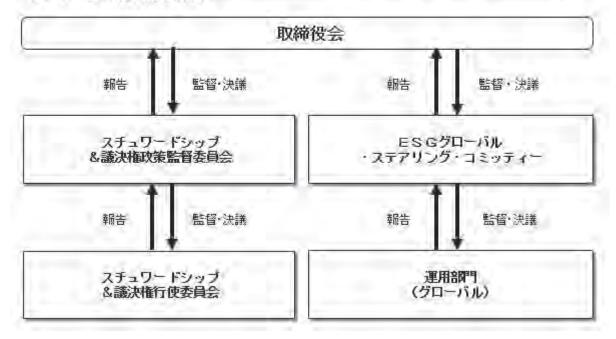
委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手 続きで受託業務について監査を行なっており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

◆投資家としてのESG/フィデューシャリー・デューティー

ESG(環境、社会、企業統治)やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行なうこととしています。

(スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占める メンバーで構成されています)



※上記の体制等は2021年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 主な投資制限

ファンドの法令および投資信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。

- ・株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他の詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

インデックス マザーファンド NASDAQ100

- ・株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には、制限を設けません。
- ・投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により 算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

4 投資リスクについて

- ・当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。
- ・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

② 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

③ 信用リスク

- ・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト(債務不履行)や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの 基準価額が値下がりする要因となります。

<NASDAQ100 指数(円換算ベース)と基準価額の主なカイ離要因>

当ファンドは、基準価額の変動率を NASDAQ100 指数(円換算ベース)の変動率に一致させることをめざしますが、次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることをお約束できるものではありません。

- ・NASDAQ100 指数(円換算ベース)の採用銘柄以外の銘柄に投資をすることがあること、NASDAQ100 指数(円換算ベース)の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、信託報酬、売買委託手数料、監査費用などの費用をファンドが負担すること。
- ・分配原資となる組入銘柄の配当金受け取りと、当ファンドの分配金支払いのタイミングや金額が完全には一致しないこと。
- ・先物取引等のデリバティブ取引を利用した場合、当該取引の値動きと NASDAQ100 指数(円換算ベース)の採用銘柄の一部または全部の値動きが一致しないこと。

<その他の留意事項>

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

投資対象とする投資信託証券に関する事項

ファンドが投資対象とする投資信託証券(マザーファンドを含みます。)と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴なう資金流出入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

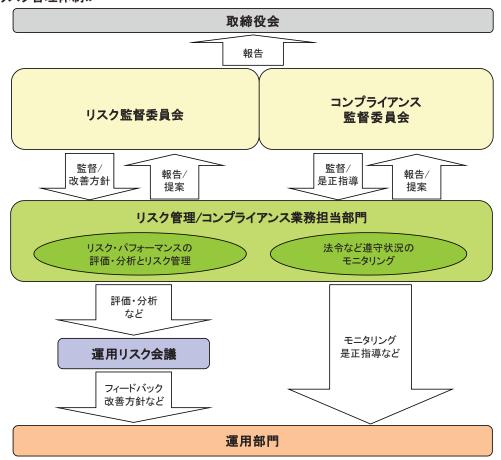
- ・解約によるファンドの資金流出に伴なう基準価額変動に関する事項
- 一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。
- ・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項 ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑 義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。
- ・運用制限や規制上の制限に関する事項

関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性やインデックスと基準価額がカイ離する可能性があります。

・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項 ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

委託会社における投資リスクの管理体制は以下の通りです。

≪リスク管理体制≫



■全社的リスク管理

委託会社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理/コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。委託会社における法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク(運用リスク、事務リスク、システムリスクなど)に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスクの管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスクの管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を 行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正 指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記の体制等は2021年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3. その他の詳細情報

1 インデックスファンド NASDAQ100(適格機関投資家専用)の投資対象

- ① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1)有価証券
 - 2)デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。)
 - 3)金銭債権
 - 4)約束手形
 - 5)為替手形
- ② 主としてインデックス マザーファンド NASDAQ100 受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することができます。
 - 1)株券または新株引受権証書
 - 2)国債証券
 - 3)地方債証券
 - 4)特別の法律により法人の発行する債券
 - 5)社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった 新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付 社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きま す。)
 - 6)特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で 定めるものをいいます。)
 - 7)コマーシャル・ペーパー
 - 8) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新 株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株 予約権証券
 - 9)外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)~8)の証券または証書の性質を有するもの
 - 10) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第 10 号で定めるものいい、マザーファンドの受益証券を除きます。)
 - 11)投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第 2条第1項第 11 号で定めるものをいいます。以下 同じ。)で12)に定めるもの以外のもの
 - 12)投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第 11 号で定めるものをいいます。以下同じ。)または外 国投資証券で投資法人債券に類する証券
 - 13)外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2

- 条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 14)オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 15)預託証書(金融商品取引法第2条第1項第 20 号で 定めるものをいいます。)
- 16) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 17) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条 第1項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益 証券に限ります。)
- 18)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2 条第1項第 14 号で定める受益証券発行信託の受 益証券に表示されるべきもの
- 19)外国の者に対する権利で18)の有価証券の性質を有するもの
- ③ 次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することができます。
 - 1)預金 2)指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3)コール・ローン
 - 4)手形割引市場において売買される手形
 - 5)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2 条第2項第1号で定めるもの
 - 6)外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有する もの
- ④ 次の取引ができます。
 - 1)信用取引
 - 2) 先物取引等
 - 3)スワップ取引
 - 4)金利先渡取引
 - 5) 為替先渡取引
 - 6)有価証券の貸付
 - 7)公社債の空売 8)公社債の借入
 - 9)外国為替予約取引
 - 10)資金の借入

2 インデックスファンド NASDAQ100(適格機関投資家専用)の投資制限

<約款に定める投資制限>

- 1)株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には、制限を設けません。
- 2)投資することを指図する株式、新株引受権証券および 新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場 に上場(金融商品取引所が開設する市場に準ずる市 場等において取引されている場合を含みます。以下同 じ。)されている株式等の発行会社の発行するものとし ます。ただし、株主割当または社債権者割当により取 得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券 については、この限りではありません。また、上場予定 の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目 論見書等において上場されることが確認できるものに ついては、投資することを指図することができるものと します。
- 3)投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場 投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信 託財産の総額の5%以下とします。
- 4) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 5)信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。

- 信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価 総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 6)わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引 (金融商品取引法第 28 条第8項第3号イに掲げるもの をいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品 取引法第 28 条第8項第3号口に掲げるものをいいま す。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法 第 28 条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)なら びに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と 類似の取引を行なうことの指図をすることができます。 なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとし ます。
- 7)わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物 取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に かかる先物取引およびオプション取引を行なうことの 指図をすることができます。
- 8) わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物 取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取 引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうこと の指図をすることができます。
- 9)信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、 異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取

- 金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引 (以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図 をすることができます。スワップ取引の指図にあたって は、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの 信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が 当該信託期間内で全部解約が可能なものについては この限りではありません。
- 10)信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、 金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図 をすることができます。金利先渡取引および為替先渡 取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則 として、当ファンドの信託期間を超えないものとします。 ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可 能なものについてはこの限りではありません。
- 11)信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に 属する株式、公社債および上場投資信託証券を次の 範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時 価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合 計額を超えないものとします。
 - ロ)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債 の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公 社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ハ)上場投資信託証券の貸付は、貸付時点において、 貸付上場投資信託証券の時価合計額が、信託財 産で保有する上場投資信託証券の時価合計額を 超えないものとします。
- 12) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の 計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付 けることの指図をすることができます。当該売付けの指 図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託 財産の純資産総額の範囲内とします。
- 13) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの 指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信 託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 14)信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の 売買の予約取引の指図をすることができます。外国為 替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為 替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につ き円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えない ものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産 (マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち 信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替 変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図

- については、この限りではありません。
- 15)信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴なう支払資金の手当て(解約に伴なう支払資金の手当で(解約に伴なう支払資金の手当でのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当でを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
 - イ)解約に伴なう支払資金の手当てにあたっては、解 約金の支払資金の手当てのために行なった有価 証券等の売却または解約等ならびに有価証券等 の償還による受取りの確定している資金の額の範 囲内
 - ロ)再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当て にあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 - ハ)借入指図を行なう日における信託財産の純資産総 額の範囲内
 - 二)解約に伴なう支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
 - ホ)再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当て のための借入期間は、信託財産から収益分配金 が支弁される日からその翌営業日までとします。
- 16) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 17) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

4. 運用状況

以下の運用状況は2021年8月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

1 投資状況

資産の種類	国•地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	136,054,374	99.97
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	_	39,965	0.03
合計(純資産総額)		136,094,339	100.00

【参考情報】マザーファンドの投資状況

インデックス マザーファンド NASDAQ100

資産の種類	国•地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	60,360,316,081	95.49
	オランダ	541,972,098	0.86
	イギリス	207,288,170	0.33
	ケイマン	751,364,607	1.19
	イスラエル	71,718,094	0.11
	小計	61,932,659,050	97.98
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	_	1,277,209,694	2.02
合計(純資産総額)		63,209,868,744	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国•地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	1,577,032,030	2.4

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	建別	国∙地域	時価合計(円)	投資比率(%)
為替予約取引	買建	_	641,751,608	1.02
	売建	_	3,138,705,528	△4.97

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

2 投資資産

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国· 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)		投資 比率 (%)
日本		インデックス マザーファンド NASDAQ 100	86,952,371	1.4883	129,414,501	1.5647	136,054,374	99.97

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.97
e 計	99.97

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産 インデックス マザーファンド NASDAQ100

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国· 地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジ ー・ハード ウェアおよ び機器	417,712	15,931.10	6,654,613,314	16,827.88	7,029,210,752	11.12
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェ ア・サービ ス	188,525	30,923.66	5,829,883,379	33,364.54	6,290,050,092	9.95
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	小売	12,624	400,630.55	5,057,560,177	376,030.54	4,747,009,575	7.51
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯 楽	8,100	288,183.07	2,334,282,924	319,741.96	2,589,909,884	4.10
アメリカ	株式	FACEBOOK INC-CLASS A	メディア・娯 楽	59,976	38,644.13	2,317,720,761	41,834.53	2,509,068,011	3.97
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自 動車部品	29,841	71,561.38	2,135,463,290	80,327.00	2,397,038,276	3.79
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯 楽	7,528	280,891.21	2,114,549,044	317,809.91	2,392,473,070	3.78
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半 導体製造 装置	94,922	22,236.06	2,110,691,952	24,934.11	2,366,795,779	3.74
アメリカ	株式	PAYPAL HOLDINGS INC	ソフトウェ ア・サービ ス	44,746	32,364.45	1,448,179,724	31,702.85	1,418,575,860	2.24
アメリカ	株式	ADOBE INC	ソフトウェ ア・サービ ス	18,207	66,949.98	1,218,958,304	73,192.30	1,332,612,224	2.11
アメリカ	株式	COMCAST CORP-CLASS A	メディア・娯 楽	174,639	6,395.08	1,116,830,550	6,562.12	1,146,003,646	1.81
アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディア・娯 楽	16,889	58,639.34	990,359,864	62,223.18	1,050,887,321	1.66
アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS INC	テクノロジ ー・ハード ウェアおよ び機器	160,521	5,889.54	945,395,011	6,498.38	1,043,127,580	1.65
アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半 導体製造 装置	153,810	6,099.45	938,156,405	5,928.00	911,786,603	3 1.44
アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲料・タバコ	52,627	16,581.71	872,645,758	17,144.40	902,258,339	1.43
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半 導体製造 装置	15,552	51,762.90	805,016,621	54,828.01	852,685,227	7 1.35
アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	食品・生活 必需品小 売り	16,856	45,076.58	759,810,900	50,106.70	844,598,653	3 1.34
アメリカ	株式	TEXAS INSTRUMENTS INC	半導体•半 導体製造 装置	35,178	20,812.86	732,154,859	21,038.15	740,080,287	7 1.17
アメリカ	株式	T-MOBILE US INC	電気通信 サービス	47,494	16,169.58	767,958,365	15,155.21	719,781,544	1.14
アメリカ	株式	QUALCOMM INC	半導体·半 導体製造	42,966	15,469.52	664,663,569	16,038.80	689,123,339	1.09

インデックスファンド NASDAQ100 (適格機関投資家専用)

			装置						
アメリカ	株式	HONEYWELL INTERNATIONAL	資本財	26,456	25,250.62	668,030,509	25,482.51	674,165,364	1.07
アメリカ	株式	INTUIT INC	ソフトウェ ア・サービ ス	10,409	56,055.59	583,482,677	62,156.14	646,983,292	2 1.02
アメリカ	株式	CHARTER COMMUNICATION-A	メディア・娯 楽	7,186	81,837.03	588,080,934	89,480.58	643,007,448	1.02
アメリカ	株式	MODERNA INC	医薬品・バ イオテクノ ロジー・ラ イフサイエ ンス	15,294	27,098.04	414,437,469	40,738.83	623,059,681	0.99
アメリカ	株式	STARBUCKS CORP	消費者サービス	44,882	12,886.87	578,388,678	12,705.53	570,250,001	0.90
アメリカ	株式	ADVANCED MICRO DEVICES	半導体・半 導体製造 装置	46,281	10,150.36	469,768,996	12,234.06	566,204,901	0.90
アメリカ	株式	AMGEN INC	医薬品・バ イオテクノ ロジー・ラ イフサイエ ンス	21,885	26,574.91	581,592,102	24,631.88	539,068,847	7 0.85
アメリカ	株式	INTUITIVE SURGICAL INC	ヘルスケア 機器・サー ビス	4,510	105,790.83	477,116,684	116,374.20	524,847,683	0.83
アメリカ	株式	APPLIED MATERIALS INC	半導体・半 導体製造 装置	34,814	14,772.75	514,298,796	14,951.89	520,535,272	0.82
アメリカ	株式	MERCADOLIBRE INC	小売	1,899	172,594.65	327,757,246	206,491.11	392,126,618	0.62

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	資本財	1.47
		ー 商業・専門サービス	0.72
		運輸	0.50
		自動車・自動車部品	3.79
		耐久消費財・アパレル	0.52
		消費者サービス	1.91
		メディア・娯楽	18.03
		小売	9.82
		食品・生活必需品小売り	1.61
		食品・飲料・タバコ	2.97
		ヘルスケア機器・サービス	2.07
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4.35
		ソフトウェア・サービス	20.92
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	12.96
		電気通信サービス	1.14
		公益事業	0.86
		半導体・半導体製造装置	14.33
合 計			97.98

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の 種類	地域	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等 (各通貨)	契約額等(円)	評価額 (各通貨)	評価額(円)	投資 比率 (%)
株価指 数先物 取引		シカゴ商業取引所	MNQ100E 2109	買建	46	米ドル	14,038,465	1,542,827,303	14,349,700	1,577,032,030	2.49

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等(円)	評価額(円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	5,840,000.00	643,527,080	641,751,608	1.02
	米ドル	売建	28,560,000.00	3,141,306,720	3,138,705,528	△4.97

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

3 運用実績

①【純資産の推移】

期別	純資産総都	頁(百万円)	1 口当たり純資産額(円)		
נית או	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き	
2021年 5月末日	13	_	1.0043	_	
6 月末日	21		1.0773	_	
7月末日	65		1.1013	_	
8 月末日	136		1.1466	_	

②【分配の推移】

該当事項はありません。

③【収益率の推移】

該当事項はありません。

Ⅱ 財務ハイライト情報

当ファンドの第 1 期計算期間に関する財務諸表は、2022 年7月8日の第 1 期計算期間終了後、3 ヵ月以内に作成される予定です。

Ⅲ「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託(ファンド)の沿革・投資信託(ファンド)の経理状況の詳細・設定および解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

- I 投資信託(ファンド)の沿革
- Ⅱ 投資信託(ファンド)の経理状況
 - 1. 財務諸表
 - (1)貸借対照表
 - (2)損益及び剰余金計算書
 - (3)注記表
 - (4)附属明細表
 - 2. 投資信託(ファンド)の現況 純資産額計算書
- Ⅲ 設定および解約の実績

特別勘定が投資する投資信託の運用情報 【資産の運用に関する重要な事項】

I 投資信託(ファンド)の沿革

2021年5月13日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

Ⅱ 投資信託(ファンド)の経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
 - なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの第1期計算期間は、投資信託約款第37条により、2021年5月13日から2021年9月7日までとなっております。
- (3) 当ファンドは、第1期計算期間(2021年5月13日から2021年9月7日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1. 財務諸表

円資産インデックスバランス < 円奏会ベーシック > (適格機関投資家専用)

(1) 貸借対照表

		第1期 第1期 [2021年 9月 7日現在]	
区分	注記 番号		金額(円)
資産の部	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
流動資産			
コール・ローン			10, 337, 610
親投資信託受益証券			182, 664, 430
未収入金			83, 453
流動資産合計	-		193, 085, 493
資産合計			193, 085, 493
負債の部			
流動負債			
未払受託者報酬			5, 002
未払委託者報酬			75, 052
未払利息			6
その他未払費用			2, 459
流動負債合計	-		82, 519
負債合計			82, 519
純資産の部			
元本等			
元本	※ 1		188, 336, 703
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(△)			4, 666, 271
(分配準備積立金)			1, 482, 398
元本等合計			193, 002, 974
純資産合計			193, 002, 974
負債純資産合計			193, 085, 493
(2) 損益及び剰余金計算書			
		第1期 自 2021年 5月13日 至 2021年 9月 7日	
区 分	注記 番号		金額(円)
営業収益			
受取利息			1
有価証券売買等損益			1, 566, 224
営業収益合計			1, 566, 225
営業費用			
支払利息			483
受託者報酬			5, 002
委託者報酬			75, 052
ZIO II IKINI			,

営業費用合計	82, 996
営業利益又は営業損失(△)	1, 483, 229
経常利益又は経常損失(△)	1, 483, 229
当期純利益又は当期純損失 (△)	1, 483, 229
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約 に伴う当期純損失金額の分配額(△)	831
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	_
剰余金増加額又は欠損金減少額	3, 190, 466
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	_
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	3, 190, 466
剰余金減少額又は欠損金増加額	6, 593
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	6, 593
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	_
分配金 ※1	_
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	4, 666, 271

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第1期 自 2021年 5月13日 至 2021年 9月 7日				
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。				

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第1期 自 2021年 5月13日 至 2021年 9月 7日

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	7712 71117 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7					
	区分	第1期 [2021年 9月 7日現在]				
1. ※1	期首元本額	1, 000, 000円				
	期中追加設定元本額	187, 729, 534円				
	期中一部解約元本額	392, 831円				
2. ※1	計算期間末日における受益権の総数	188, 336, 703□				

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 2021年 5月13日 至 2021年 9月 7日

※1 分配金の計算過程

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(273,028円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(1,209,370円)、投資信託約款に規定される収益調整金(3,183,873円)及び分配準備積立金(0円)より、分配対象額は4,666,271円(1万口当たり247.74円)でありますが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

_	· = 1021-344 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	区分	第1期 自 2021年 5月13日 至 2021年 9月 7日
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2 条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。
2.	金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
3.	金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

	区分	第1期 [2021年 9月 7日現在]
1.	貸借対照表計上額、時価及び これらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。
2.	時価の算定方法並びに有価証券及びデリバ ティブ取引に関する事項	(1) 有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。
		(3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時 価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。
3.	金融商品の時価等に関する事項についての 補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提 条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

第1期(自 2021年5月13日 至 2021年9月7日)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
親投資信託受益証券	1, 575, 965円	
슴計	1, 575, 965円	

⁽注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

第1期 [2021年 9月 7日現在]	
1口当たり純資産額	1. 0248円
(1万口当たり純資産額	10, 248円)

(4) 附属明細表

- 第1 有価証券明細表
- (1)株式 該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益 証券	TMA日本株TOPIXマザーファンド	13, 986, 646	24, 880, 844	
	TMA日本債券インデックスマザーファンド	103, 236, 634	134, 104, 387	
	東京海上・東証REITマザーファンド	15, 444, 299	23, 679, 199	
親投資信託受益証券 合計		132, 667, 579	182, 664, 430	
合計		132, 667, 579	182, 664, 430	

- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

2. 投資信託(ファンド)の現況

純資産額計算書(2021年11月30日現在)

2021年11月30日 現在

	種類	金額
Ι	資産総額	437, 817, 175 円
П	負債総額	1,537,481 円
Ш	純資産総額(I − II)	436, 279, 694 円
IV	発行済数量	432, 986, 853 □
V	1単位当たり純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	1.0076 円

【参考情報】マザーファンドの現況

純資産額計算書

TMA日本株TOPIXマザーファンド

2021年11月30日 現在

	種類	金額
Ι	資産総額	41, 488, 172, 760 円
Π	負債総額	342, 372, 290 円
Ш	純資産総額(I − II)	41, 145, 800, 470 円
IV	発行済数量	24, 581, 848, 082 🏻
V	1 単位当たり純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	1.6738 円

TMA日本債券インデックスマザーファンド

2021年11月30日 現在

	種類	金額
Ι	資産総額	22,061,301,548 円
П	負債総額	599, 812, 172 円
Ш	純資産総額(I − II)	21, 461, 489, 376 円
IV	発行済数量	16, 536, 316, 198 🏻
V	1単位当たり純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	1.2978 円

東京海上・東証REITマザーファンド

2021年11月30日 現在

	種類	金額	
Ι	資産総額	11, 941, 953, 014 円	
I	負債総額	22, 962, 192 円	
Ш	純資産総額(I−Ⅱ)	11, 918, 990, 822 円	
IV	発行済数量	8, 294, 823, 662 🏻	
V	1単位当たり純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	1.4369 円	

皿 設定及び解約の実績

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1計算期間	2021年 5月13日~2021年 9月 7日	188, 729, 534	392, 831	188, 336, 703

2021年6月29日 当ファンドの信託契約締結、設定、運用開始

Ⅱ 投資信託(ファンド)の経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号) 並びに同規則第2条の2の規定に基づき、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)により作成しております。
- (2)財務諸表の記載金額は、円単位で表示しております。
- (3) 当ファンドは、第 1 期計算期間(自 2021 年 6 月 29 日 至 2021 年 10 月 26 日)の財務諸表について、有限責任 監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2021年12月1日

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社 版 緒 役 会 御 中

有限責任監査法人ト ー マ ツ 東 京 事 務 所



監査意見

当監査法人は、スマート・プレンダー(連格機関投資家専用)の2021年6月29日から2021年 10月26日までの計算期間の財務群表、すなわち、貸借対照表、根益及び剰余金計算書、注記表並 びに附属明細素について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務語表が、「財務語奏等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び 同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国とおいて一般 に公正妥当と認められる企業会計の基準に律是して、スマート・プレンダー(適格機関投資家専 用)の2021年10月28日現在の信託財産の欽能及び同日をもって終了する計算期間の模益の状況 を、全ての環要を広において適正に表示しているものと認める。

整査業見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務議決監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における限業倫理に関する規定に従って、スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表別の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

極常者の責任は、「財務諸隶等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が固において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸妻を作成し遠正に表示することにある。これには、不正又は誤奪による重要な虚偽表示のない財務諸妻を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内機接酬を整備及び採用することが含まれる。

財務請表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務請表を作成することが 適切であるかどうかを評価し、「財務諸裁等の用語、模式及び作成方法に関する規則」及び同規則 第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並に任我が国において一般に公正 妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継統企業に関する事項を開示する必要がある場合に は当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務請表に不正又は誤謬に よる重要な監偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立 場から財務請素に対する意見を表明することにある。 虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する 可能性があり、個別に又は集計すると、財務請表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に 見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、殺が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、環業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤膠による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。
 さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務結果監査の目的は、内部総制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に関して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部総制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計 上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手 した聖査証拠に基づき、継続企業の前機に重要な延養を生じさせるような事象又は状況に関し て重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性 が認められる場合は、監査報告書において財務諸裁の性思事に注意を喚起すること、又は重 要な不確実性に関する財務諸教の性記事項が適切でない場合は、財務諸故に対して前外事項付 並見を拷明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書目までに入手した監査証 拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる 可能性がある。
- ・財務諸妻の表示及び注記事項が、「財務諸妻等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び両規則第2条の2の規定による「投資情能財産の計算に関する規則」並びに我が即において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸妻の表示、構成及び内容、並びに財務諸妻が基礎となる取引や会計事象を適定に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した 内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他 の事項について報告を行う。

利害関係

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社 員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

DL L

1. 財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

第1期	
(2021年10月26日現在)	

資産の部				
流動資産				
コール・ローン	31,226,589			
投資信託受益証券	969,868,682			
流動資産合計	1,001,095,271			
資産合計	1,001,095,271			
負債の部				
流動負債				
未払受託者報酬	38,293			
未払委託者報酬	551,375			
未払利息	85			
その他未払費用	7,620			
流動負債合計	597,373			
負債合計	597,373			
純資産の部				
元本等				
元本	991,654,151			
剰余金				
期末剰余金又は期末欠損金(△)	8,843,747			
(分配準備積立金)	9,701,394			
元本等合計	1,000,497,898			
純資産合計	1,000,497,898			
負債純資産合計	1,001,095,271			

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

第1期

自 2021 年 6 月 29 日 至 2021 年 10 月 26 日

営業収益	
有価証券売買等損益	10,298,682
営業収益合計	10,298,682
営業費用	
支払利息	3,497
受託者報酬	38,293
委託者報酬	551,375
その他費用	7,620
営業費用合計	600,785
営業利益又は営業損失(△)	9,697,897
経常利益又は経常損失(△)	9,697,897
当期純利益又は当期純損失(Δ)	9,697,897
期首剰余金又は期首欠損金(△)	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	854,150
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	854,150
分配金	_
期末剰余金又は期末欠損金(△)	8,843,747

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.その他	ファンドの計算期間
	当ファンドの計算期間は原則として、毎年 10 月 27 日から翌年 10 月 26 日までとなってお
	ります。
	ただし、第1期計算期間は信託約款の定めにより、設定日(2021年 6月29日)から2021
	年 10 月 26 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

			第1期	
			(2021年10月26日現在)	
1.	計算期間の末日における受益権の総数			991,654,151 □
2.	計算期間の末日における1単位当たりの純資産の	1 口当たり純資産額		1.0089 円
	額	(1 万口当たり純資産額)		(10,089 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第	1 期	
自 2021 年	5 6月29日	
至 2021 年	10月26日	
分配金の計算過程		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	一円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	В	9,701,394 円
収益調整金額	С	一円
分配準備積立金額	D	一円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	9,701,394 円
当ファンドの期末残存口数	F	991,654,151
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	97 円
1 万口当たり分配金額	Н	一円
—————————————————————————————————————	I=F×H/10,000	<u>-</u> -г

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

	第1期
	自 2021 年 6 月 29 日
	至 2021 年 10 月 26 日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託および投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信
	託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対
	して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドの投資している金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及
	び金銭債務であります。
	これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、
	流動性リスク等に晒されております。

3.金融商品に係るリスクの管理体制	運用部門から独立したコンプライアンス部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況
	のモニタリングを担当し、毎月代表取締役社長に報告します。
	コンプライアンス部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を検証・評価し、
	監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行
	います。

2.金融商品の時価等に関する事項

	第 1 期
	(2021 年 10 月 26 日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時
	価との差額はありません。
2.時価の算定方法	有価証券
	売買目的有価証券
	「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
3.金融商品の時価等に関する事項につい	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提
ての補足説明	条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 1 期 (2021 年 10 月 26 日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	10,298,6
合計	10,298,6

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

	第1期
区分	自 2021年 6月29日
	至 2021年10月26日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	3,000,000円
期中追加設定元本額	988,654,151 円
期中一部解約元本額	-円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証 FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用) 券		10,137	9,994	
	FOFs 用世界成長戦略ファンド(適格機関投資家専用)	915,047,352	969,858,688	
合計		915,057,489	969,868,682	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

2. 投資信託(ファンド)の現況

純資産額計算書(2021年11月30日現在)

Ι	資産総額	1,199,495,645円
Π	負債総額	456,007円
Ш	純資産総額(Ⅰ-Ⅱ)	1,199,039,638円
IV	発行済口数	1,200,405,474□
V	1 口当たり純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	0.9989円
	(1 万口当たり純資産額)	(9,989円)

Ⅲ 設定および解約の実績

	期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1期計算期間	2021年6月29日~2021年10月26日	991,654,151	_	991,654,151

⁽注1)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

⁽注2)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はございません。

2021年5月26日 ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

Ⅱ 投資信託(ファンド)の経理状況

1. 財務諸表

当ファンドの第1期計算期間に関する財務諸表は、2022年7月11日の第1期計算期間終了後、3ヵ月以内に作成される予定です。

2. 投資信託(ファンド)の現況

以下のファンドの現況は 2021 年 8月 31 日現在です。

【純資産額計算書】

Ι	資産総額	250,776,359円
Π	負債総額	2,175,732円
Ш	純資産総額(Ⅰ-Ⅱ)	248,600,627円
IV	発行済口数	246,735,988□
V	1口当たり純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	1.0076円

Ⅲ 設定および解約の実績

2021年6月29日 当ファンドの信託契約締結、設定、運用開始

Ⅱ 投資信託(ファンド)の経理状況

1. 財務諸表

当ファンドの第 1 期計算期間に関する財務諸表は、2022 年 4 月 15 日の第 1 期計算期間終了後、3 ヵ月以内に作成される予定です。

2. 投資信託(ファンド)の現況

純資産額計算書(2021年11月30日現在)

Ι	資産総額	1,490,661,193円
Π	負債総額	1,143,668円
Ш	純資産総額(Ⅰ-Ⅱ)	1,489,517,525円
IV	発行済口数	1,489,400,449□
v	1 口当たり純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	1.0001円
	(1万口当たり純資産額)	(10,001円)

Ⅲ 設定および解約の実績

2021年5月26日 ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

Ⅱ 投資信託(ファンド)の経理状況

1. 財務諸表

当ファンドの第 1 期計算期間に関する財務諸表は、2022 年7月8日の第 1 期計算期間終了後、3 ヵ月以内に作成される予定です。

2. 投資信託(ファンド)の現況

以下のファンドの現況は 2021 年 8月 31 日現在です。

【純資産額計算書】

Ι	資産総額	136,159,847円
Π	負債総額	65,508円
Ш	純資産総額(Ⅰ-Ⅱ)	136,094,339円
IV	発行済口数	118,697,115□
V	1口当たり純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	1.1466円

【参考情報】マザーファンドの現況

インデックス マザーファンド NASDAQ100

純資産額計算書

Ι	資産総額	66,589,281,626円
Π	負債総額	3,379,412,882円
Ш	純資産総額(Ⅰ-Ⅱ)	63,209,868,744円
IV	発行済口数	40,397,158,035□
V	1口当たり純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	1.5647円

Ⅲ 設定および解約の実績